

阿久比町地域福祉計画

第1次計画 平成27年度～平成32年度



阿久比町

はじめに

近年本町を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、住民相互のつながりの希薄化がすすみ、福祉課題を地域で解決する力が弱まってきています。

地域の福祉課題には、高齢者、障がい者、子育て世帯など生活上の支援を必要とする人や、引きこもりや虐待など新たな課題も起きています。

誰もが住み慣れた地域の中で、安全に安心して暮らし続けるためには、行政、地域住民、福祉事業所がそれぞれの役割と責任を果たしながら協働して進めていく、人と人とのつながりを大切にした地域福祉のまちづくりが大切となります。

今回、広く地域住民の皆さま、福祉団体、福祉事業所の皆さまの参画をいただき『すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まち、あぐい』を基本理念とした「第1次阿久比町地域福祉計画」を策定することができました。

この計画は、「つながる」をキーワードにした、分野を越えた孤立を無くすための体制づくり、地域性を活かした交流や支え合い活動に参加できる仕組みづくり、地域福祉の担い手づくりを進めてまいります。

今、福祉の世界では、いわゆる「団塊の世代」の皆さまが2025年に75歳の年齢を迎えることを「2025年問題」と言われています。しかし、私はこのことを問題とはとらえていません。いよいよ団塊の世代の皆さまが本格的に退職年齢に達し、地域で活躍していただけるチャンスと考えています。今回の計画をきっかけに、本町の地域福祉を進める「地域福祉元年」を地域住民の皆さまと一緒に進めたいと考えています。

終わりに、この計画策定にあたり貴重なご意見、ご提言をいただきました地域住民の皆さま、策定委員会や作業部会の委員の皆さま並びに多くの関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成27年3月

阿久比町長

竹内 浩之



目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって	1
1 地域福祉計画策定の経緯	
2 地域福祉計画とは	
3 地域福祉計画の位置付け	
(1) 地域福祉計画に盛り込むべき法的項目	
(2) 地域福祉の推進を図る団体	
(3) 総合計画や福祉分野別計画との関係	
4 地域福祉計画の計画期間	
5 地域福祉計画の策定体制	
第2章 地域福祉計画を取り巻く状況と課題	9
1 地域福祉計画を取り巻く状況	
(1) 人口、世帯数の推移	
(2) 行政区別高齢化率等の状況	
(3) 年齢階級別人口ピラミッド	
(4) 要介護（要支援）認定者数の推移	
(5) 障害者（児）手帳所有者数の推移	
(6) 園児、児童、生徒施設利用者数の推移	
(7) 生活保護者、世帯数の推移	
(8) 地域福祉活動の状況	
2 地域福祉計画を取り巻く課題	
(1) 住民福祉懇談会からの福祉課題	
(2) 福祉団体等のヒアリング調査からの福祉課題	
(3) 作業部会による福祉課題等の検討	
第3章 地域福祉計画の基本的な考え方	25
1 地域福祉計画の基本理念	
2 地域福祉計画の基本目標	
3 地域福祉計画の圏域	
4 地域福祉計画の体系	
第4章 地域福祉計画の展開	33
1 基本施策と重点施策について	
2 地域福祉計画の基本施策（現在実施している施策）	
3 地域福祉計画の重点施策（今後実施していく施策）	
第5章 地域福祉計画の推進	61
1 地域福祉計画の推進体制	
2 地域福祉計画の評価	
3 社会福祉協議会の役割	
資料編	65
1 策定までの経過	
2 計画策定委員会	
3 作業部会	
4 住民福祉懇談会	
5 福祉団体等のヒアリング調査	
6 策定調整検討会議	
7 阿久比町みんなで福祉ニュース	

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画においては、「障がい」、「障がい者」という、ひらがな表記を用います。ただし、法律等で規定されている名称や用語等については、従来通り「障害」と表記しています。



第1章 地域福祉計画の策定にあたって

- 1 地域福祉計画策定の経緯
- 2 地域福祉計画とは
- 3 地域福祉計画の位置付け
 - (1) 地域福祉計画に盛り込むべき法的項目
 - (2) 地域福祉の推進を図る団体
 - (3) 総合計画や福祉分野別計画との関係
- 4 地域福祉計画の計画期間
- 5 地域福祉計画の策定体制



1 地域福祉計画策定の経緯

本町を取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などの変化を背景に、地域社会が共有していた住民相互のつながりが希薄化するなど大きく変わろうとしています。

また、高齢者や障がい者、生活保護世帯など生活上の支援を必要とする人に加え、引きこもりや虐待など新たな生活課題を抱える人が増えています。

このような状況の中、誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、公的な制度だけでなく地域の支え合い活動がこれまで以上に重要になっています。

国は、平成12年に「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正し、「地域福祉の推進」を社会福祉の基本理念として位置付けました。「地域福祉の推進」とは、地域住民の誰もが住み慣れた地域で、安全・安心な暮らしを送ることができるために、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が力を合わせて作る支え合いのまちづくりのことです。

こうした背景から、本町ではこれまでの社会福祉施策に加えて「地域福祉の推進」を進めるための「理念」や「仕組み」を定める計画として「阿久比町地域福祉計画」を策定しました。

計画の策定には、各小学校区での住民福祉懇談会、福祉団体等のヒアリング調査、作業部会を通じて、地域住民、高齢者、障がい者の当事者やその家族、支え合い活動のボランティア、福祉事業所の職員、複数の課に渡る行政職員など多くの人が主体的に参加いただきました。

今後は、策定に参加いただいた皆様と共に、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が連携を取りながら阿久比町の地域福祉の推進に努めます。



2 地域福祉計画とは

地域の福祉課題には、高齢や障がいのために日頃のごみ出しや買い物、庭のそうじなどが出来なくなった人、日常生活に介護が必要となった人、子育て中に一時的に保育サービスの利用が必要となった人、うつ病などの病気のために働けなくなった人など様々な内容が考えられます。

このような地域の福祉課題を解決するためには、個人や家族による支え合いによって解決できる場合、高齢者、障がい者、児童などの各分野の公的制度を利用することにより解決できる場合、ボランティアなど住民同士の支え合いの取り組みにより解決することや、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が力を合わせる連携により課題を解決していけるものがあります。これをまとめると次のとおりとなります。

自助とは	本人や家族・親族による支え合い
共助とは	隣近所や班、行政区、いきいきクラブやボランティア、NPOなど地域住民による支え合い
公助とは	保健・福祉・医療など行政や専門職による公的な制度での支援・福祉サービス



地域福祉計画は、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割の中で、「自助」「共助」「公助」が力を合わせる関係を作るための「理念」や「仕組み」を定める計画です。

**「自助」「共助」「公助」が力を合わせるための
「理念」や「仕組み」を定める計画**

||

「地域福祉計画」



3 地域福祉計画の位置付け

(1) 地域福祉計画に盛り込むべき法的項目

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定には、地域福祉の推進に関する事項として（1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項（3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を策定することと規定されています。

また、平成 19 年 8 月 10 日付け社援発第 081000 号厚生労働省通知では、地域福祉計画に記載する追加項目として（1）要援護者の把握に関する事項（2）要援護者情報の共有に関する事項（3）要援護者の支援に関する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的項目として追加されました。

また、平成 26 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 13 号厚生労働省通知では、（1）生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項（2）生活困窮者の把握等に関する事項（3）生活困窮者の自立支援に関する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むべき具体的項目として追加されました。

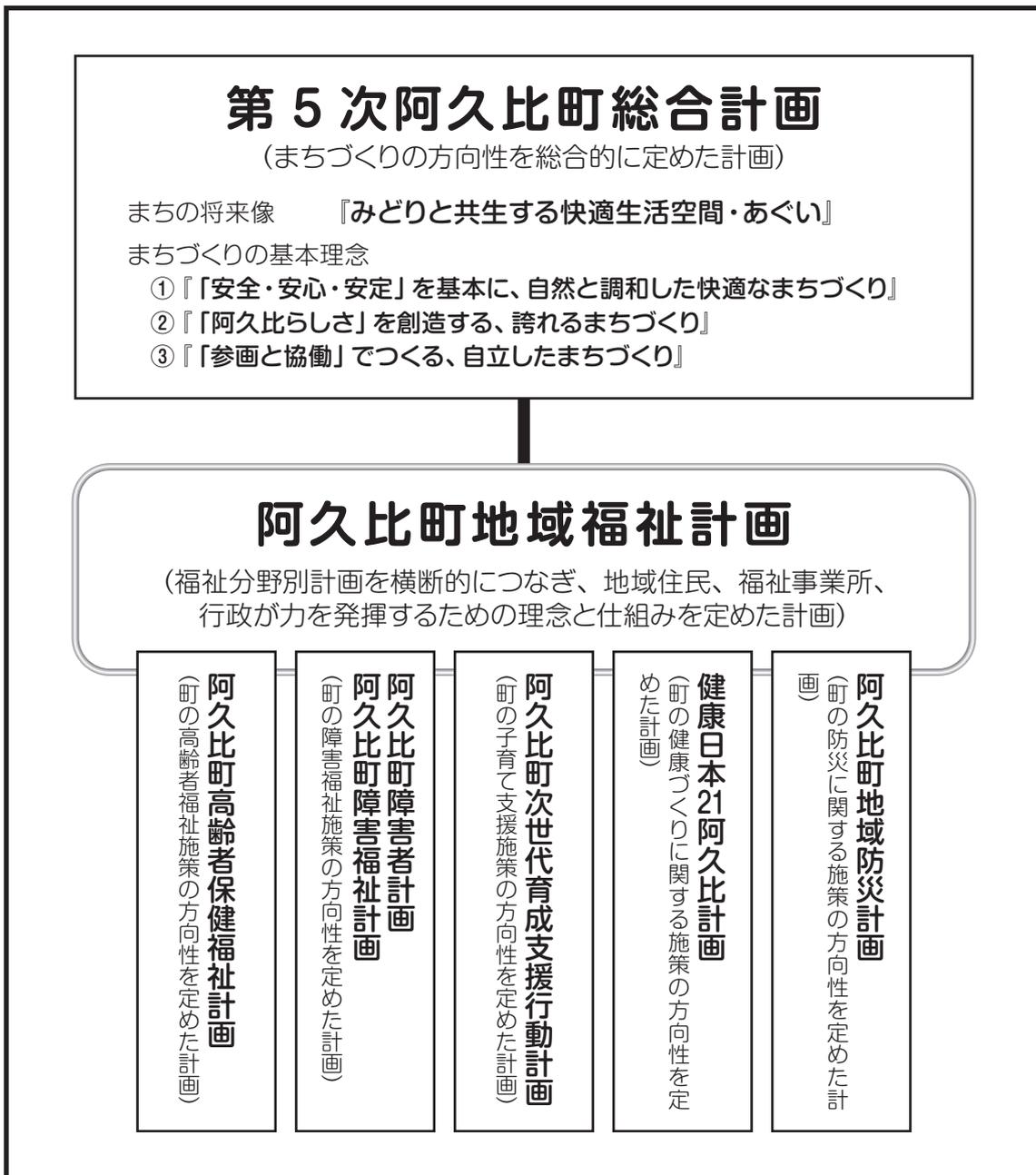
(2) 地域福祉の推進を図る団体

阿久比町社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条の規定により（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成（4）前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行う「地域福祉を推進する団体」として位置づけられることから、地域福祉計画策定の合同事務局になっています。



(3) 総合計画や福祉分野別計画との関係

地域福祉計画は、阿久比町総合計画内の福祉分野別計画の一つと位置付けされます。高齢者、障がい者、児童などの福祉分野別計画を横断的にとらえ、①切れ目のない福祉サービスの提供や、②地域住民、福祉事業所、行政が力を発揮するための協働の仕組みなど、各福祉分野別計画の共通課題を解決するための方策となるものです。





4 地域福祉計画の計画期間

本計画は、第1次計画として策定し、町の総合計画の策定年次に合致させるため、計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

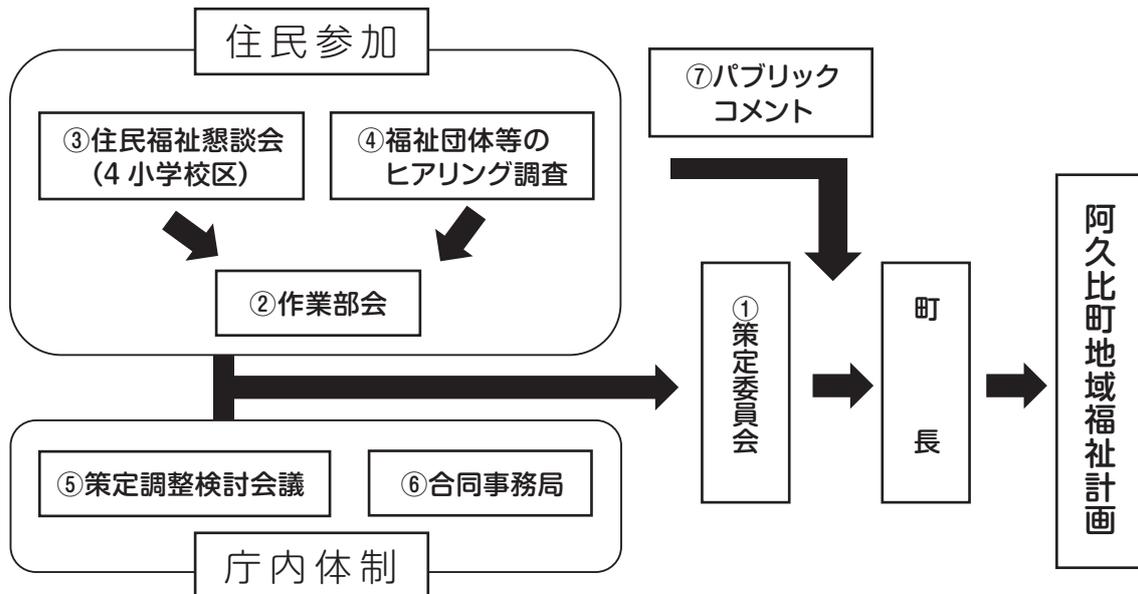
総合計画と福祉分野別計画との策定年次の関係は、次のとおりになります。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
総合計画		第5次計画（10年）—————→										
地域福祉計画				策定期間 （2年）		第1次計画（6年）—————→						
						前期（3年）			後期（3年）			
福祉 分野 別 計 画	高齢者保健 福祉計画	第5期計画 （3年）—————→			第6期計画—————→							
	障害者計画	（6年）—————→										
	障害福祉 計画	第3期計画 （3年）—————→			第4期計画—————→							
	次世代育成 支援行動計画	（5年）—————→										
	健康21 阿久比計画	（10年）—————→										



5 地域福祉計画の策定体制

本計画の策定には、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉に関する地域住民、福祉活動団体の代表者などで構成する策定委員会を設置して策定しました。また、幅広く地域住民の意見を計画に反映させるため、作業部会、住民福祉懇談会、福祉団体等のヒアリング調査を行い、地域福祉計画の重点施策を策定しました。



項目	役割
①策定委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する策定委員会を設置し、地域福祉計画の方向性や計画案の審議を行いました。
②作業部会	住民参加の一環として、地域関係者、民生児童委員、町内の福祉事業所、当事者団体、行政職員で構成する作業部会を設置し、具体的な事業・活動案を検討しました。
③住民福祉懇談会	住民参加の一環として、町内4小学校区ごとに1会場、各4回(のべ16回)の住民福祉懇談会を開催し、住民の皆さんが日頃感じている地域での福祉課題、解決のための手段や役割分担をワークショップなどの手法を用いながら意見交換を行いました。
④福祉団体等のヒアリング調査	住民参加の一環として、各種福祉団体等の現状と課題を聞き取り調査しました。
⑤策定調整検討会議	庁内の体制として、民生部各課の他、政策協働課、地域福祉に関する各課長で構成する策定調整検討会議を設置し、各部署が管轄する総合計画、分野別計画との連携を図りながら、町役場内の関係部署間の調整や計画の内容を検討しました。
⑥合同事務局	住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置しました。
⑦パブリックコメント	計画素案に対しての意見を広く住民の皆様に求めました。



第2章 地域福祉計画を取り巻く状況と課題

- 1 地域福祉計画を取り巻く状況
 - (1) 人口、世帯数の推移
 - (2) 行政区別高齢化率等の状況
 - (3) 年齢階級別人口ピラミッド
 - (4) 要介護（要支援）認定者数の推移
 - (5) 障害者（児）手帳所有者数の推移
 - (6) 園児、児童、生徒施設利用者数の推移
 - (7) 生活保護者、世帯数の推移
 - (8) 地域福祉活動の状況

- 2 地域福祉計画を取り巻く課題
 - (1) 住民福祉懇談会からの福祉課題
 - (2) 福祉団体等のヒアリング調査からの福祉課題
 - (3) 作業部会による福祉課題等の検討



1 地域福祉計画を取り巻く状況

(1) 人口、世帯数の推移

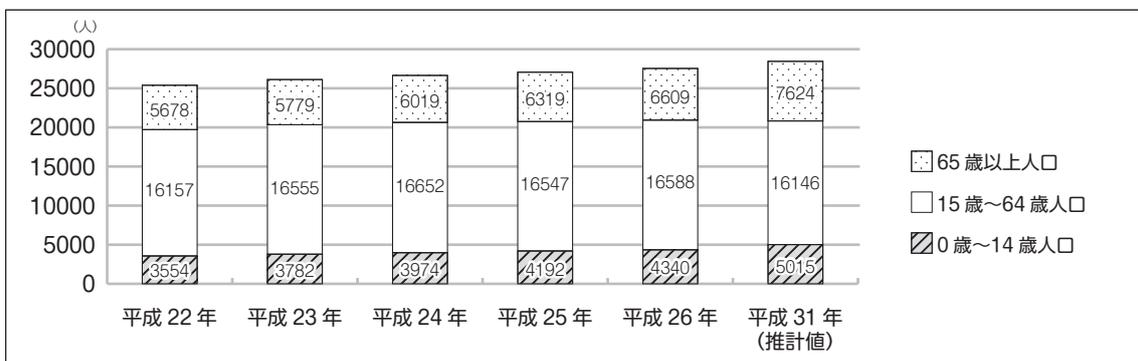
阿久比町の平成 26 年 4 月 1 日現在における人口は 27,537 人、世帯は 9,804 世帯となっており、ここ 5 年の間に急増しています。その内、年少人口 (0 歳～14 歳) は 4,340 人、15.8% となっています。また、65 歳以上の高齢者人口 (65 歳以上) は 6,609 人、24% となっており、今後も増加していくことが考えられます。

(単位：人)

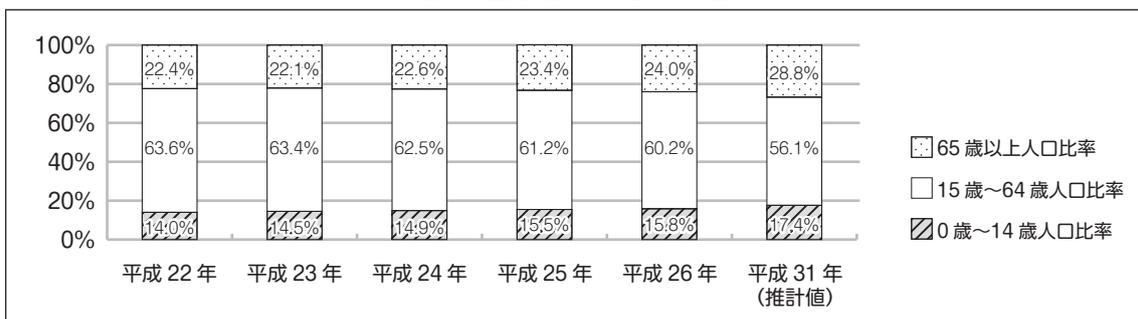
	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 31 年 (推計値)
人口	25,389	26,116	26,645	27,058	27,537	28,785
男	12,561	12,931	13,168	13,351	13,602	—
女	12,828	13,185	13,477	13,707	13,935	—
0 歳～14 歳人口 (年少人口比率)	3,554 14.0%	3,782 14.5%	3,974 14.9%	4,192 15.5%	4,340 15.8%	5,015 17.4%
15 歳～64 歳人口 (生産年齢人口比率)	16,157 63.6%	16,555 63.4%	16,652 62.5%	16,547 61.2%	16,588 60.2%	16,146 56.1%
65 歳以上人口 (高齢者人口比率)	5,678 22.4%	5,779 22.1%	6,019 22.6%	6,319 23.4%	6,609 24.0%	7,624 28.8%
世帯数	8,714	9,090	9,358	9,555	9,804	—

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

年齢 3 区分別総人口の推移



年齢 3 区分別人口比率の推移





(2) 行政区別高齢化率等の状況

行政区別の年少人口比率、高齢者人口比率、後期高齢者人口比率では、各行政区ごとに特徴があることがわかります。高齢者人口では宮津山田地区44.4%が一番高く、次いで阿久比団地地区の39.1%、白沢台地区の38.5%と続いています。今後もほとんどの行政区で少子高齢化が進むことが考えられます。

(単位：人)

行政区名	世帯数	人口	年少人口 (0歳～14歳)	%	高齢者人口 (65歳以上)	%	後期高齢者人口 (75歳以上)	%
横松	94	293	32	10.9%	94	32.1%	41	14.0%
萩	103	305	39	12.8%	84	27.5%	29	9.5%
宮津	566	1,680	372	22.1%	326	19.4%	158	9.4%
宮津山田	343	878	64	7.3%	390	44.4%	198	22.6%
宮津団地	812	2,119	315	14.9%	435	20.5%	140	6.6%
陽なたの丘	545	1,816	700	38.5%	30	1.7%	3	0.2%
板山	286	900	100	11.1%	237	26.3%	128	14.2%
福住	270	788	83	10.5%	259	32.9%	116	14.7%
福住園高台	253	662	79	11.9%	223	33.7%	85	12.8%
高根台	581	1,547	146	9.4%	500	32.3%	165	10.7%
白沢	785	2,112	270	12.8%	570	27.0%	239	11.3%
白沢台	237	659	69	10.5%	254	38.5%	99	15.0%
メイツ巽ヶ丘	108	256	37	14.5%	38	14.8%	11	4.3%
坂部	544	1,484	236	15.9%	335	22.6%	127	8.6%
卯之山	431	1,075	137	12.7%	334	31.1%	177	16.5%
阿久比団地	165	417	35	8.4%	163	39.1%	88	21.1%
草木	1,287	3,720	582	15.6%	802	21.6%	321	8.6%
阿久比	406	1,171	180	15.4%	271	23.1%	140	12.0%
椋岡	224	664	76	11.4%	190	28.6%	98	14.8%
矢口	214	593	75	12.6%	182	30.7%	84	14.2%
高岡	131	402	51	12.7%	121	30.1%	69	17.2%
植	948	2,598	365	14.0%	550	21.2%	246	9.5%
大古根	471	1,398	297	21.2%	221	15.8%	113	8.1%
合計	9,804	27,537	4,340	15.8%	6,609	24.0%	2,875	10.4%

※資料：町政概要（各年4月1日現在）



(3) 年齢階級別人口ピラミッド

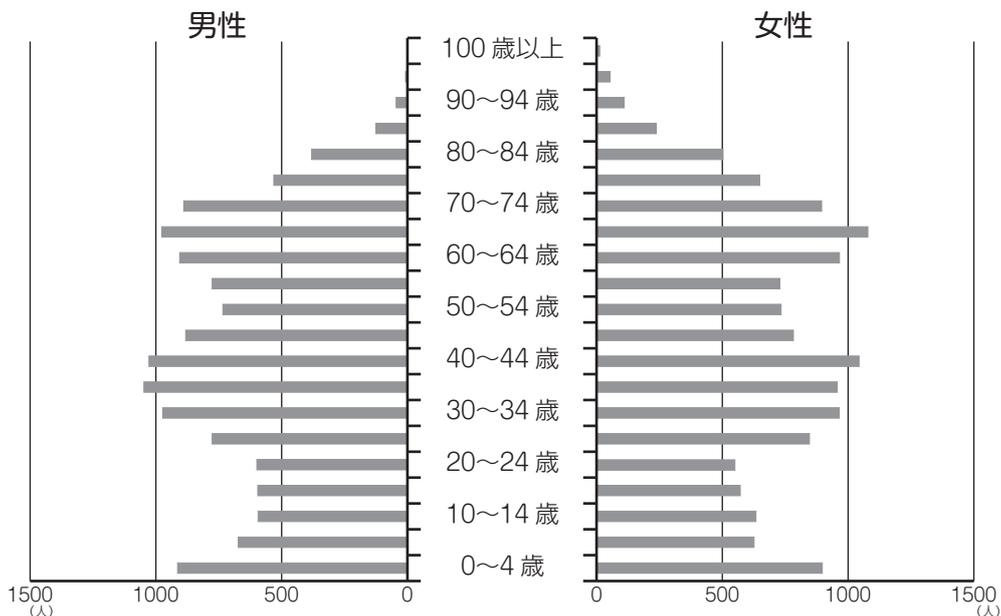
平成 26 年 4 月 1 日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、35 歳～39 歳の人口が最も多く、次いで 40 歳～44 歳の人口が多くなっています。その後、団塊の世代と言われる 65 歳～69 歳人口の比率が多くなっています。また、他市町の人口ピラミッドと比較すると 0 歳～9 歳人口が微増しているのも阿久比町の特徴です。これは、陽なたの丘の造成により子育て世帯が多く転入していることが影響していると考えられます。今後は、少子高齢化が進んでいくことが想定されます。

(単位：人)

	男 性	女 性	合 計
0～4 歳	876	863	1,739
5～9 歳	683	646	1,329
10～14 歳	620	652	1,272
15～19 歳	621	602	1,223
20～24 歳	624	585	1,209
25～29 歳	766	822	1,588
30～34 歳	983	953	1,936
35～39 歳	1,129	983	2,112
40～44 歳	1,089	1,004	2,093
45～49 歳	830	771	1,601
50～54 歳	732	732	1,464
55～59 歳	766	728	1,494
60～64 歳	878	990	1,868
65～69 歳	969	1,032	2,001
70～74 歳	848	885	1,733
75～79 歳	570	664	1,234
80～84 歳	377	499	876
85～89 歳	173	335	508
90～94 歳	60	136	196
95～99 歳	6	43	49
100 歳以上	2	10	12
合 計	13,602	13,935	27,537

*資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

年齢段階別人口ピラミッド





(4) 要介護（要支援）認定者数の推移

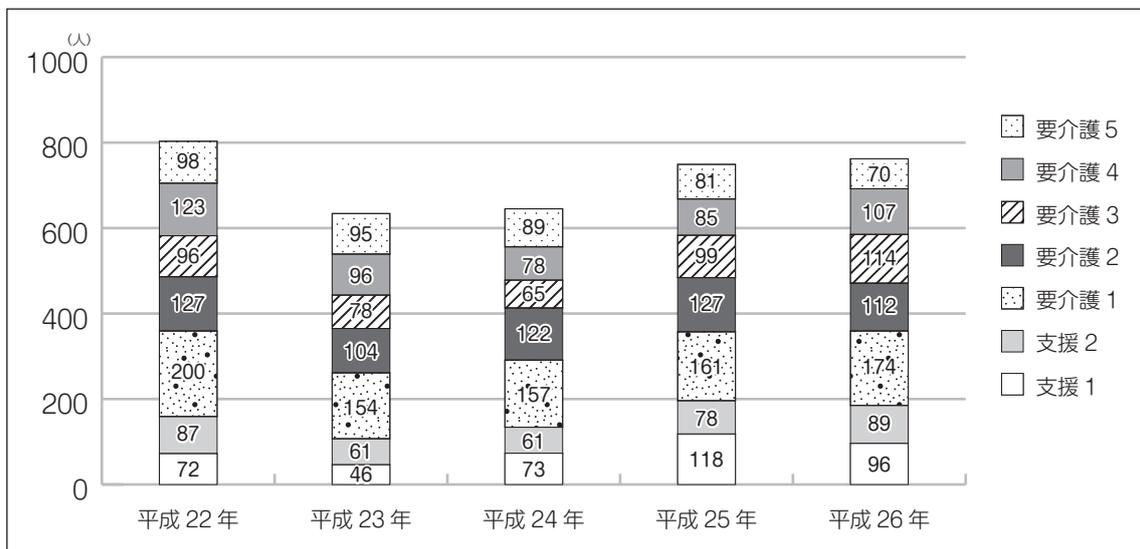
要介護（要支援）認定者の推移をみると、平成 21 年 4 月の要介護認定の基準の変更に伴う減少を受けてからは、認定者数全体は増加傾向にあり、今後も高齢者数の増加に伴い増加していくことが考えられます。

(単位：人)

区分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
支援 1	72	46	73	118	96
支援 2	87	61	61	78	89
要介護 1	200	154	157	161	174
要介護 2	127	104	122	127	112
要介護 3	96	78	65	99	114
要介護 4	123	96	78	85	107
要介護 5	98	95	89	81	70
要介護認定者合計	803	634	645	749	762

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

要介護（要支援）認定者数の推移





(5) 障害者（児）手帳所持者数の推移

①身体障害者手帳の交付状況

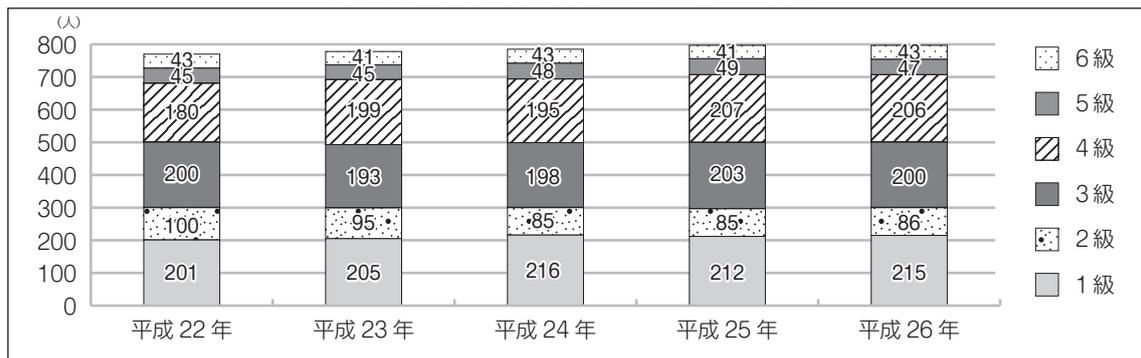
身体障害者手帳所持者数では、総数は微増しており、障害別には特に内部障がいが増加傾向にあります。

(単位：人)

級 別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	201	205	216	212	215
2 級	100	95	85	85	86
3 級	200	193	198	203	200
4 級	180	199	195	207	206
5 級	46	45	48	49	47
6 級	43	41	43	41	43
合 計	770	778	785	797	797

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者数（級別）の推移

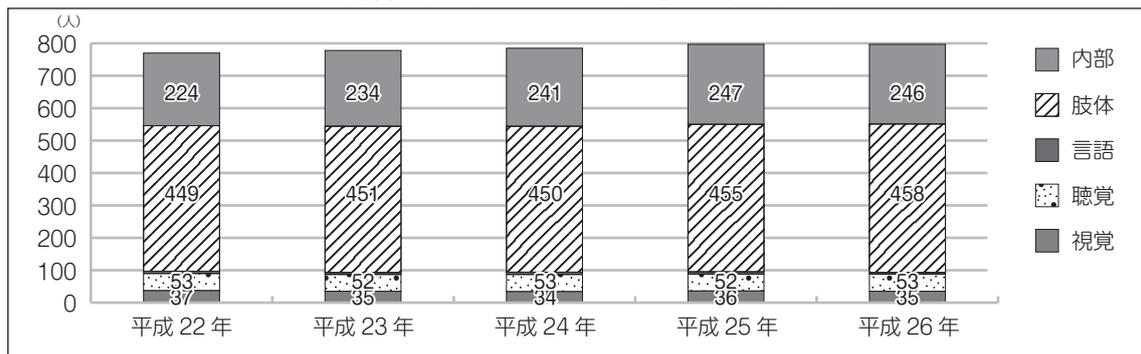


(単位：人)

障 害 別	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視 覚	37	35	34	36	35
聴 覚	53	52	53	52	53
言 語	7	6	7	7	5
肢 体	449	451	450	455	458
内 部	224	234	241	247	246
合 計	770	778	785	797	797

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

身体障害者手帳所持者数（障害別）の推移





② 療育手帳の交付状況

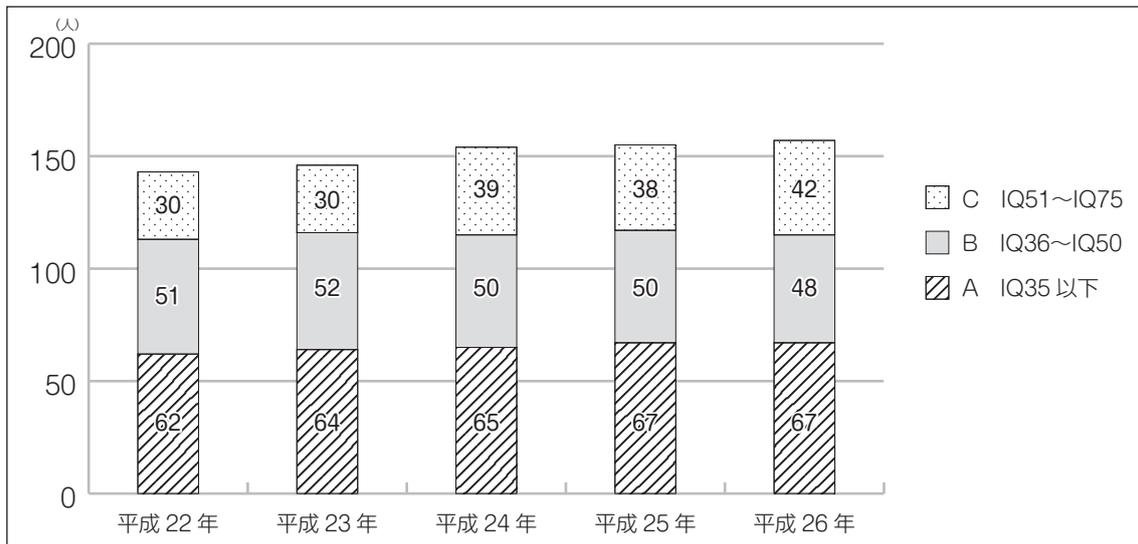
療育手帳所持者数では、総数は増加しており、特にC判定の手帳所持者数が増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
A IQ35 以下	62	64	65	67	67
18 歳以上	50	50	49	50	51
18 歳未満	12	14	16	17	16
B IQ36～IQ50	51	52	50	50	48
18 歳以上	38	38	37	36	36
18 歳未満	13	14	13	14	12
C IQ51～IQ75	30	30	39	38	42
18 歳以上	17	17	19	19	22
18 歳未満	13	13	20	19	20
合計	143	146	154	155	157
18 歳以上 合計	105	105	105	105	109
18 歳未満 合計	38	41	49	50	48

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

療育手帳所持者数の推移





③ 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

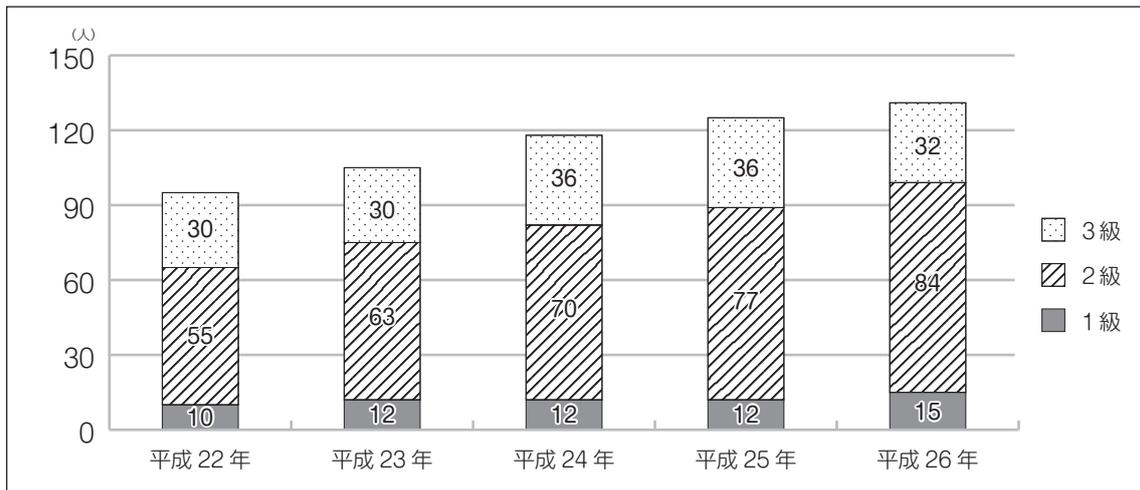
精神障害者保健福祉手帳所持者数では、総数は増加しており、特に2級の手帳所持者数が増加傾向にあります。

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	10	12	12	12	15
18 歳以上	10	12	12	12	15
18 歳未満	0	0	0	0	0
2 級	55	63	70	77	84
18 歳以上	55	63	70	76	84
18 歳未満	0	0	0	1	0
3 級	30	30	36	36	32
18 歳以上	29	29	35	36	31
18 歳未満	1	1	1	0	1
合計	95	105	118	125	131
18 歳以上 合計	94	104	117	124	130
18 歳未満 合計	1	1	1	1	1

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移





(6) 園児、児童、生徒施設利用者数の推移

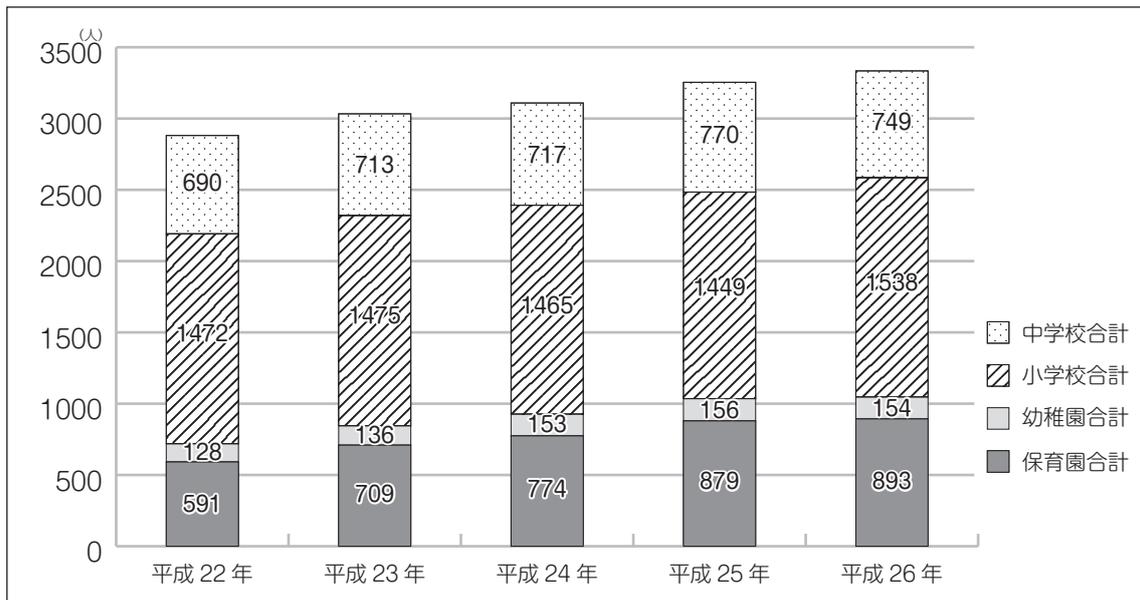
園児、児童、生徒施設利用者数の推移では、総数は増加しています。特に、保育園利用者数は英比保育園の新設、陽なたの丘の造成に伴い増加しています。今後、現在の保育園利用者の加齢に伴い、小学校、中学校利用者が増加していくことが考えられます。

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 英保育園	32	35	52	—	—
2 草木保育園	109	119	118	134	130
3 北原保育園	66	83	89	—	—
4 宮津保育園	57	103	132	176	202
5 城山保育園	44	46	49	7	29
6 東部保育園	102	112	118	127	125
7 中部保育園	114	118	116	113	97
8 南部保育園	67	93	100	98	88
9 英比保育園	—	—	—	224	222
保育園合計	591	709	774	879	893
10 ほくぶ幼稚園	128	136	153	156	154
11 東部小学校	293	319	372	411	483
12 英比小学校	512	500	479	449	457
13 草木小学校	229	222	209	196	209
14 南部小学校	438	434	405	393	389
小学校合計	1,472	1,475	1,465	1,449	1,538
15 阿久比中学校	690	713	717	770	749
幼保小中学校 合計	2,881	3,033	3,109	3,254	3,334

※資料：町政概要（各年 4月 1日現在）

園児・児童・生徒施設利用者数の推移





(7) 生活保護者、世帯数の推移

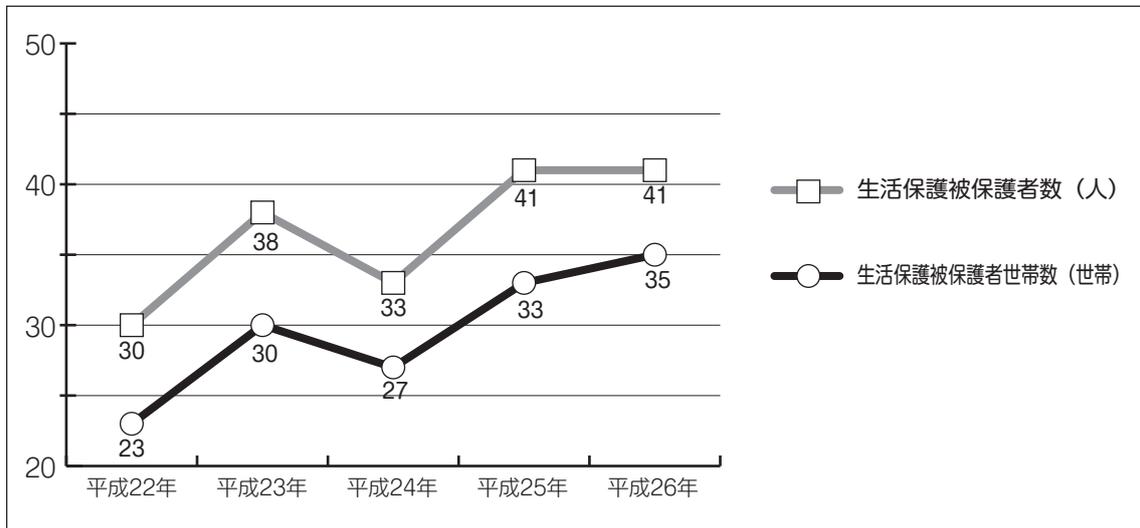
生活保護者、世帯数の推移では、総数は増加しています。今後も増加していくことが考えられます。

(単位：人)

区 分	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
生活保護被保護者数 (人)	30	38	33	41	41
生活保護被保護世帯数 (世帯)	23	30	27	33	35
保護率 (被保護者数/人口)	0.12%	0.15%	0.12%	0.15%	0.15%

※資料：町政概要（各年 4 月 1 日現在）

■ 図 生活保護者、世帯数の推移





(8) 地域福祉活動の状況

①民生児童委員、主任児童委員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

民生児童委員 40 人
主任児童委員 3 人

②いきいきクラブ会員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

いきいきクラブ会員数 4,109 人

③子ども会会員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

子ども会会員数 1,465 人

④ボランティア個人登録者数、団体数・団体登録者数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

ボランティア個人登録者数 56 人
ボランティア団体数 30 グループ
ボランティア団体登録者数 604 人

⑤いきいきクラブ友愛活動状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

内 容／「友愛活動」とは全国老人クラブ連合会がすすめる、いきいきクラブ（旧老人クラブ）会員の孤立を防ぐための訪問活動やサロン活動などの支え合い活動です。阿久比町では、平成 18 年度より推進し、現在 5 つのいきいきクラブの皆さんが、それぞれの地域性を活かし活動しています。

対象者／（基本的には）いきいきクラブ会員同士

クラブ名（行政区名）	会員数	内 容
宮津山田達者会（宮津山田）	267人	友愛サロン（月1回） 刃物研ぎ、お助けマン活動
福住福寿会（福住）	192人	刃物研ぎ活動
福住園高台長寿会（福住園高台）	159人	友愛サロン（月2回） 友愛訪問、刃物研ぎ活動
東福会（高根台）	216人	友愛サロン（月1回） 刃物研ぎ活動
坂部長寿会（坂部）	259人	友愛サロン（月1回） 奉仕活動

⑥ 小地域福祉活動状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

内 容／社会福祉協議会では、平成 22 年度より小地域福祉活動（行政区域など身近な地域での支え合い活動）を推進するためモデル地区として 3 つの行政区にご協力をいただき、各行政区ごとの課題に合わせた支え合い活動を展開しています。

対象者／ 65 歳以上の独居の方、概ね 75 歳以上の方、その他必要な方

行政区名	利用者	ボランティア	内 容
宮津団地地区	平均35人(登録89人)	サロン16人 訪問12人	サロン（月1回） ふれあい訪問（月1回）
白沢台地区	平均20人(登録60人)	12人	サロン（月1回）
大古根地区	23世帯	10人	ふれあい訪問（月1回）



2 地域福祉計画を取り巻く課題

(住民福祉懇談会、福祉団体等のヒアリング調査、作業部会)

地域福祉計画の策定にあたっては、住民福祉懇談会や福祉団体等からのヒアリング調査を行い、地域福祉の課題を抽出しました。また、地域福祉の課題を解決するための方策の検討について作業部会を開催して、重点施策（今後実施する施策）として整理しました。

(1) 住民福祉懇談会からの福祉課題

地域住民の参加による4小学校区単位の住民福祉懇談会を計4回ずつ開催しました。会議の進め方はグループワークを行ない意見を集約しました。

(合計参加者数 351人 第1回目 108人、第2回目 93人、第3回目 78人、第4回目 72人)

① 第1回住民福祉懇談会の状況

参加者で小グループに分かれ、「1) 阿久比町の自慢できるところ」「2) 身近なところで困っていること」「3) 10年後こんな町だったらいいな」「4) 今自分(自分たち)にできること」の各テーマについて、カードに記入しました。その主な内容は次のとおりです。

1) 阿久比町の自慢できるところ	3) 10年後こんな町だったらいいな	4) 今自分(自分たち)にできること
<ul style="list-style-type: none"> ○自然、田畑、緑、ホテル ○お米、野菜 ○人口増加 ○病院・施設が多い ○スポーツ、音楽が盛ん ○のどか、人が優しい ○つながりが強い 	<ul style="list-style-type: none"> ○今のままの自然の残る町 ○地域のつながりの密な町 ○外から来た人にもやさしい町 ○子どもからお年寄りまで交流のある町 ○気楽に話し合える町 ○防災に強い町 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のことは自分でやる ○健康を維持したい ○地域の行事に積極的に参加する ○ボランティア活動 ○花木を植える、ごみを拾う ○近所の人と仲良くする ○誘いの声かけをすること

注「2) 身近なところで困っていること」については、第2回目にまとめています。

② 第2回住民福祉懇談会の状況

「身近なところで困っていること」については、さらに掘り下げてカードに記入し、課題を分類した上でテーマ名を付けました。また、各学区の中で重要課題については、集中的に意見交換をしました。その内容は、次のとおりです。

各課題を分類して付けたテーマの一覧	各学区の中で重要だと考える課題一覧
<ul style="list-style-type: none"> ○健康 ○将来の不安 ○孤独 ○移動、買物 ○交流ができる機会を ○つき合い、コミュニケーション ○集いの場 ○情報不足 ○防災・防犯 ○マナー(ゴミ出し、ペット) ○住宅 ○病院、施設○スーパーや商業施設 ○道路交通 ○環境(公園など) 	<ul style="list-style-type: none"> (東部学区) ○つき合い○高齢者介護 (英比学区) ○参画意識・コミュニケーション不足 (草木学区) ○交流ができる機会○住宅 (南部学区) ○つき合い○コミュニケーション○交流



③ 第3回住民福祉懇談会の状況

「行政」、「社会福祉協議会・事業所」、「地域住民」の主体別に課題解決をする項目の整理とエリアの検討を行いました。

また、地域住民が小学校単位や行政区単位で取り組む課題についても検討しました。その内容は次のとおりです。

主体区分	行政	町域での、 ○道路、環境（公園など）整備 ○災害の対応 ○マナーについての啓発 ○バスなど買い物への移動手段 ○情報の把握や提供	地域住民が小学校区単位、行政区単位ですぐに取り組んだ方がいい課題 (東部学区) ○福祉に関して関心がない。 ○若い人たちとの交流がない。 (英比学区) ○年代の差をなくしての交流がない。 ○近所とのつながりがない。 (草木学区) ○地域のふれあいの場がない。 ○住民同士の交流がない。 (南部学区) ○いつでも集まれる場がない。 ○ゴミ出しのマナーが悪い。
	社会福祉協議会、事業所	町域、小学校域での ○福祉施設や病院、スーパーなど ○高齢者、障がいで介護や支援の必要な方への対応 ○助け合いや就労支援の場の設定 ○相談	
	地域住民	行政区、小学校域での ○一人暮らしの方への見守り、支え合い ○近所とのつきあい ○犬猫、ゴミ出しマナー ○世代を越えた交流	

④ 第4回住民福祉懇談会の状況

各学区単位で解決したい課題項目と課題の解決策について検討しました。また各学区単位で共通した課題や課題の解決策については次のとおりです。

学区	課題の項目	課題の解決策 ①すぐに取り組める解決策 ②すぐにはできないが重要な解決策	学区共通の課題・解決策
東部学区	○一人暮らしの人への支援	①訪問回数を増やす ②(敷居の低い) 考え対応する会を立ち上げる、民生委員・ボランティアが友達に声をかける	学区共通した課題として挙げた項目 ○個人の無関心、プライバシー ○生活スタイルの違い ○参加したい内容ではない ○人材が少ない ○場所がない
	○地域の交流	①誰でもあいさつする ②時間内にまとまらず	
	○東部学区コミュニティを作ろう!	時間内にまとまらず	
英比学区	○近所とのつながりが少ない	①あいさつ運動の敢行 ②行事などに参加するよう誘う	学区共通した解決策として挙げた項目 ○リーダーや組織の必要性 ○人が集まるための企画 ○普段からの声かけやあいさつの必要性 ○既存の地区行事への参加 ○場所 (公民館や空き家などの利用)
	○コミュニケーション不足	①まず会ったらあいさつ ②組織を作る	
草木学区	○地域(近所)でのふれあいの場が少ない	①組のつながりを強くする(組でこみひろいなどの行事) ②各世代が楽しめる行事を計画する(もちつき、風揚げなど)	学区共通した解決策として挙げた項目 ○リーダーや組織の必要性 ○人が集まるための企画 ○普段からの声かけやあいさつの必要性 ○既存の地区行事への参加 ○場所 (公民館や空き家などの利用)
	○交流の場がない	①(楽しい) 企画案を募集する ②公民館の一室を無料で交流できる場をつくる・空き家が交流の場になればいい	
南部学区	○いつでも集まれる場がほしい	①今地区で行っている行事について知らない人もいいる・地道に声かけをすることが必要 ②運営してくれる方(お金)、各種研修会の開催(リーダーの養成)	学区共通した解決策として挙げた項目 ○リーダーや組織の必要性 ○人が集まるための企画 ○普段からの声かけやあいさつの必要性 ○既存の地区行事への参加 ○場所 (公民館や空き家などの利用)
	○地域環境の整備	①個人個人がゴミ出しルールの再確認する ②地域に住む困っている人を知る	



(2) 福祉団体等のヒアリング調査からの福祉課題

次の町内の11福祉関係団体を対象に、「1) 身近なところで困っていること」「2) 10年後こんな町だったらいいな」の各テーマについて、合計147人の方がカードを記入しました。

記入項目の主なものは次のとおりになります。

11の福祉関係団体（①民生児童委員協議会、②いきいきクラブ連合会、③子ども会連絡協議会、④身体障害者福祉会、⑤手をつなぐ育成会、⑥精神障害者家族会、⑦母子寡婦福祉会、⑧子育て支援センター利用者、⑨ボランティアグループ連絡会議、⑩居宅介護支援事業者連絡会、⑪2市2町障害者自立支援ネットワーク会議）

1) 身近なところで困っていること

- 相談（どこに相談したらよいかわからない、困っていても誰に聞いてよいかわからない）
- 情報・無理解（もっと障がいの事について知ってほしい）
- 多問題家族（引きこもりの子どもがいる、障がいの子どもが高齢の親を支えている）
- 連携がない（障がいと高齢の連携がない）
- 場（居場所がない、就職できる場所がない）
- 参加（団体への加入減役員のみなり手の減少、ボランティア減少）
- つながり（近所とのつながりが薄くなった）
- 病院、施設（保育園がない、高齢者施設に入れない、病院がない）
- 交通、環境（道が狭い、公園が少ない）
- 移動（買い物ができない、移動の手段がない）

2) 10年後こんな町だったらいいな

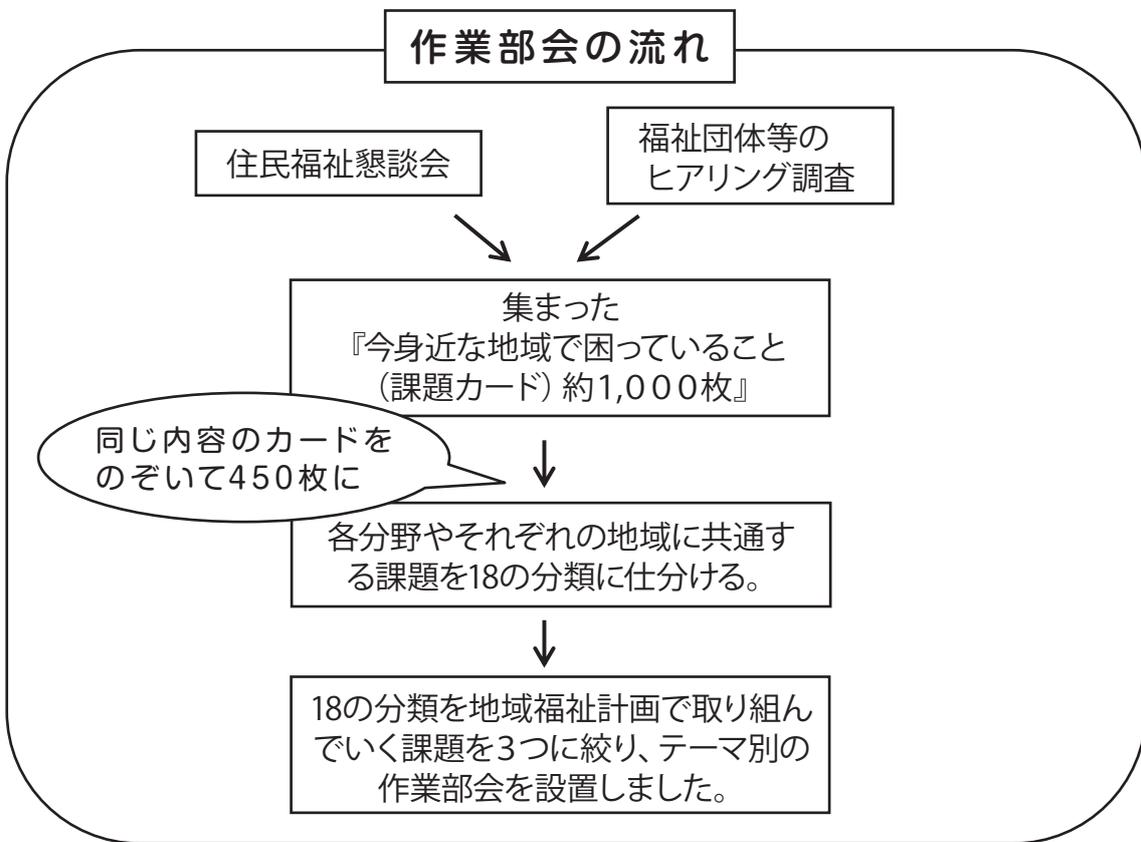
- 障がい者も一般の人も差別なく地域で生活できる町
- 子ども会、いきいきクラブが継続する町
- 心配なく、保育園や学校に入れる町
- 若い世帯が増え、高齢者を支え、支えられる町
- 思いやりのある町だったらいいな
- 親なき後も、一人で生活できる町
- 近所で障がいのある人とふれあえる町



(3) 作業部会による福祉課題等の検討

作業部会では、地域の福祉活動関係者、民生児童委員、町内の福祉事業所の職員、福祉団体、町行政職員など合計 40 人の作業部会を設置し、全体会議を 3 回、各テーマ別の作業部会を 6 回開催し、住民福祉懇談会や福祉団体等のヒアリング調査で集まった課題の整理や分析を行いました。

具体的には、住民福祉懇談会や福祉団体等のヒアリング調査で集まった課題カード 1, 000 枚を 450 枚に絞り込みを行い、これを 18 の分類に仕分けました。次に 18 の分類から地域福祉計画で取り組んでいく課題に絞り込み、テーマ別の作業部会を設置しました。これを図式すると次のとおりになります。



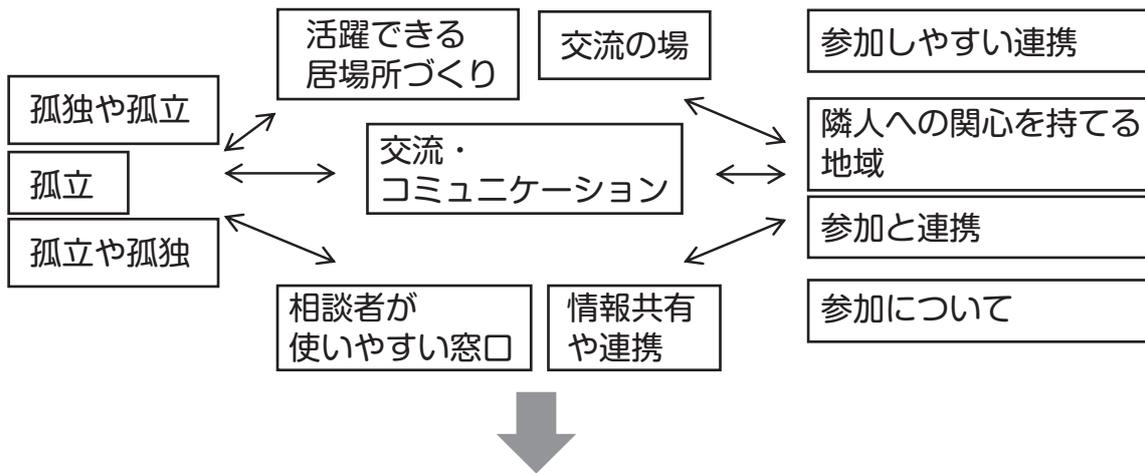
これは、課題を 18 分類したものです。

移動・買物	連携	相談	制度	環境	交通
孤独や孤立	参加意識が低い	モラルマナー	居場所 働く場	病院	施設
自分や家族の健康	交流がない	災害・防犯	情報	空き家	社会情勢



次に、作業部会員は4つのグループに分かれ、18分類した課題の中で、地域福祉計画で取り上げるべき課題について3つに絞り込みを行ないました。

各グループから3つに絞り込んだ課題は以下の図式のとおりです。「孤独や孤立になっているのは、交流の場や相談しやすい窓口がないから」、「交流やコミュニケーションが生まれないのは、住民の皆さんの参加が少ないから」など、各課題は互いに関連性があるため、課題解決の3つの切り口をテーマとした3部会に分けて検討することになりました。



テーマ1「孤独や孤立」について

【課題】

高齢者・障がい者・児童、各分野に限らず孤独・孤立状態になっている方が困っている。

【検討の切り口】

孤独や孤立を防ぐための高齢者、障がい者、児童などの分野や圏域を越えた状況の把握や、連携・相談窓口について検討していきました。

テーマ2「参加」について

【課題】

昔からの地域のつながりが薄くなり、地域活動や支え合いに参加するきっかけがない。

【検討の切り口】

阿久比町の地域性（各行政区や既存の仕組み）を活かした、住民の誰もが参加し、支え・支えられるための仕組みや福祉意識の啓発について検討していきました。

テーマ3「担い手」について

【課題】

交流やコミュニケーションが大切なのはわかるが、担い手が少ない。

【検討の切り口】

住民の誰もが活躍、交流できるように、住民の担い手や専門職の育成や連携について検討していきました。



第3章 地域福祉計画の基本的な考え方

- 1 地域福祉計画の基本理念
- 2 地域福祉計画の基本目標
- 3 地域福祉計画の圏域
- 4 地域福祉計画の体系



1 地域福祉計画の基本理念

町の第5次総合計画では、町の将来像を「みどりと共生する快適生活空間・あぐい」と定め、

- ・「安全・安心・安定」を基本に、自然と調和した快適なまちづくり
- ・「阿久比らしさ」を創造する、誇れるまちづくり
- ・「参画と協働」でつくる、自立したまちづくり

を基本理念としたまちづくりを目指しています。

今回、住民福祉懇談会、福祉団体等のヒアリング調査での意見や作業部会の共通する課題の検討により、地域福祉計画のあり方は、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず、すべての地域住民の安全・安心・安定を実現するために、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が協働し「つながる」ことが、阿久比らしい地域性を活かした共に支え合うまちづくりを進める基本となることから、地域福祉計画の基本理念を「すべての人が地域で共に生き、支え合う「つながる」まち、あぐい」と決めました。

基本理念

**すべての人が 地域で共に生き、支え合う
「つながる」まち、あぐい**



2 地域福祉計画の基本目標

基本理念である、「すべての人が 地域で共に生き、支え合う「つながる」まち、あぐい」を実現するため、3つに絞り込んだ課題を検討するテーマや切り口などから地域福祉計画の基本目標を次のように決めました。

基本目標 1 「みんなでつながって、孤立をなくそう。」

○社会的に孤立している人の発見から支援まで地域全体でできる体制を作ります。

高齢や障がいの有無、子育て中の人にかかわらず、困り事を抱え社会的に孤立状態になっている人がいることがわかってきました。そうした孤立を防ぐため、行政だけでなく、地域住民、さまざまな機関や団体が連携することで、困り事を抱えた人を発見し、必要な支援を受けられる体制を作る必要があります。

基本目標 2 「みんなでつながって、交流や支え合い活動に参加しよう。」

○身近な地域の中で、地域の様々な人が交流や支え合い活動に参加できる仕組みを作ります。

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの変化などで地域のつながりが希薄になっています。阿久比の地域性を活かした身近な地域の中で、若い世代や転入者も含めた様々な人が交流や支え合い活動に参加しやすい地域の仕組みを作る必要があります。

基本目標 3 「みんなでつながって、交流や支え合い活動の担い手になろう。」

○町内の様々な人が、いろいろな場所で、活動の担い手として活躍できるように支援します。

阿久比町では、多くのボランティア団体や NPO 団体が交流や支え合い活動をしていますが、その活動の担い手が不足しています。老若男女、町内の様々な人が、色々な場所や時間帯で、活動の担い手として活躍できるよう、様々な団体や機関が連携して支援する必要があります。



【基本目標 1】

みんなでつながって、孤立をなくそう。

～社会的に孤立している人の発見から支援まで地域全体でできる体制を作ります～

作業部会では、高齢、障がい、児童、生活保護などの各種制度にまたがって、制度の狭間に社会的に孤立している人がいることがわかってきました。

このため、孤独や孤立、社会的孤立について以下のとおり作業部会で整理しました。

孤独

- ・孤独は主観的な感情。色々な理由で孤独と感じている人がいる。
- ・具体的に困っていることがない人もいる。
- ・共助による普段からの声掛けや支え合い活動などにより軽減される場合もある。

孤立

- ・孤立は周りとの人間関係が失われた状態。
- ・孤立したくなくても孤立している人もいる。
- ・公助による専門的な援助が必要な場合もある。

社会的孤立

- ・支援や救済制度の対象から外れた（もしくは制度があっても制度につながっていない）社会的な生活が不安定な状態にある人がいる。

(作業部会で検討された社会的孤立状態にある人の個別事例)

- 義務教育の際に引きこもりになり、義務教育を終えた後も継続している人。
- 学校や企業で20代、30代でうつ、統合失調症などを発症し、退職して家族と同居している人（手帳申請なし）病院等につながっている場合も家族以外に関わりがない人。
- 高齢の親を介護する介護者が障がい等をもっている、もしくは疑われる（手帳等をもっていない）場合、高齢の専門職である支援者は、親の支援はできるが、障がいのある介護者への支援はできない。また、親が亡くなった後については、介護者が大変な状況は把握しているが、他機関にはつなげていない。
- 介護を理由に親の年金で生活していて、無職で生活力がなくなっている人。
- 制度があっても「自分から発信しない」人。
 - ・児童生徒は通学していて周囲と関わりがあり、児童生徒また保護者に障がい等の問題があるのは第三者から見るとわかるが、児童生徒や保護者が「困っている状況を認識できない」またそれ以上の関わりを拒否する世帯。
 - ・認知症の一人暮らしの人。周りは心配しているが本人から発信がない人。
- 幼少期から障害が重い人は比較的サービスにつながっているが、ボーダーラインの人が孤立しがち。本来福祉サービスの対象になる方がつながっていない。
 - ・普通中学から専門学校などに進学し、就職しても続かない。発達障がい疑われるにもかかわらず手帳の申請もせず、その後サービス等につながっていない人。
- いわゆるゴミ屋敷状態になっている人。

このため地域福祉計画では、「支援や救済制度の対象から外れた（もしくは制度があっても制度につながっていない）社会的な生活が不安定な状態にある人」を「社会的孤立状態にある人」として位置付け、この福祉課題を解決することが大変重要であるという観点から基本施策、重点施策に取り組んでいきます。



【基本目標 2】

みんなでつながって、交流や支え合い活動に参加しよう。

～身近な地域の中で、地域の様々な人が交流や支え合い活動に参加できる仕組みを作ります～

阿久比町は、行政区単位を中心に、地域住民の交流や地域活動が行われてきました。しかし、少子高齢化や核家族化の影響により、地域のつながりが希薄になったとも言われています。地域住民のあいさつや声かけをはじめとした地域の交流や支え合い活動は、地域のつながりを強化するだけでなく、災害時の助け合い活動の強化にもつながっていきます。

このため地域福祉計画では、行政区単位で地域の交流や支え合い活動に参加しやすい仕組みづくりについて基本施策、重点施策に取り組んでいきます。

行政区単位の地域の交流や支え合い活動の状況

	宅老所（高齢者健康 保持対策事業） ※小学校区に1カ所	小地域福祉活動	いきいきクラブ 友愛活動	独自の支え合い活動
横 松				
萩				
宮 津	○			○
宮 津 山 田			○	
宮 津 団 地		○		
陽なたの丘				
板 山				
福 住	○		○	
福住園高台			○	
高 根 台			○	
白 沢				
白 沢 台		○		
メイツ巽ヶ丘				○
坂 部			○	
卯 之 山				
阿久比団地				
草 木	○			
阿 久 比				
椋 岡				
矢 口				
高 岡	○			
植				
大 古 根		○		

(平成 26 年 4 月 1 日現在)



【基本目標 3】

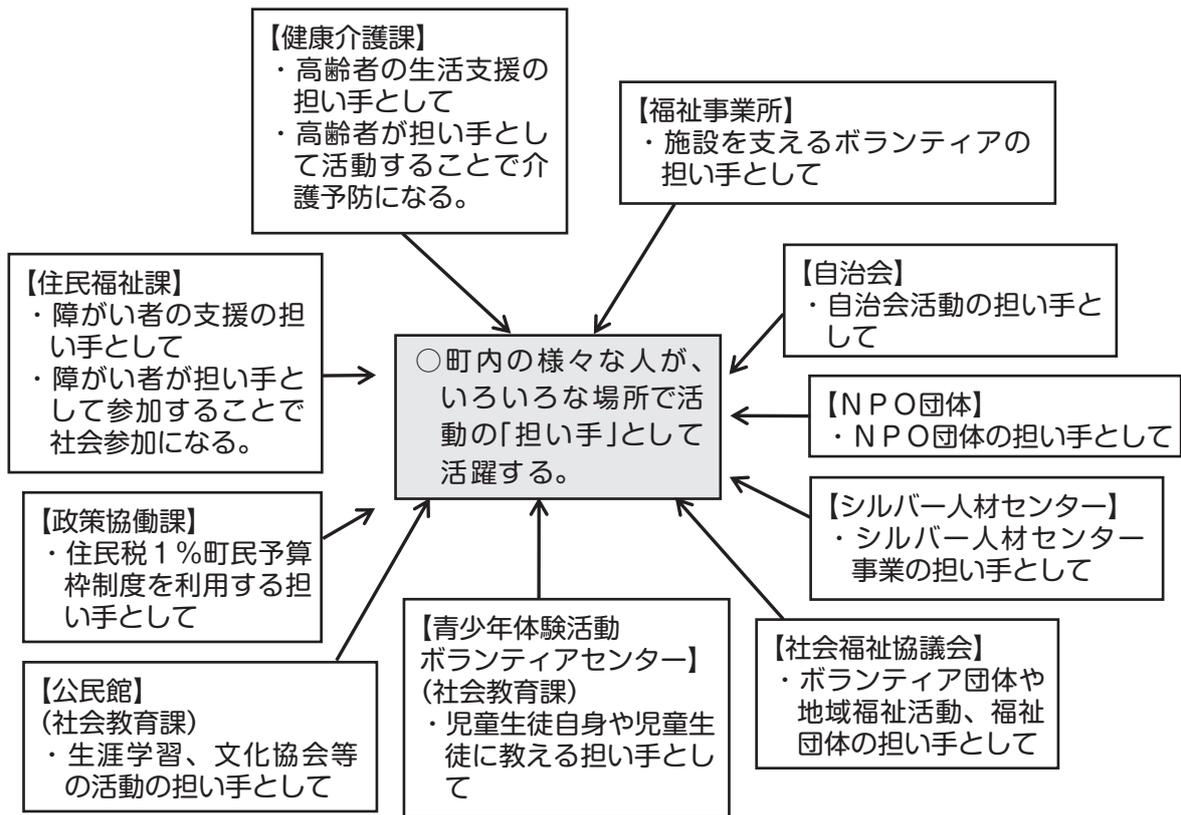
みんなでつながって、交流や支え合い活動の担い手になろう。

～町内の様々な人が、いろいろな場所で、活動の担い手として活躍できるように支援します～

高齢や障がいなど生活上の支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくには、公的な制度だけでなく、買い物やごみ出し、日々の話し相手など、日常的に「ちょっとした手助け」が必要となります。これら全てを行政サービスで対応することには限界があります。「ちょっとした手助け」については、地域住民、ボランティアの交流や支え合い活動により行うことができます。

特に、交流や支え合い活動には、その活動を支える「担い手」が必要となります。「担い手」の育成は、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加の機会などの行政活動、大字・自治会活動、社会福祉協議会活動、福祉事業所活動、福祉団体活動、NPO 団体活動、ボランティアグループ活動などの共通する課題となっています。

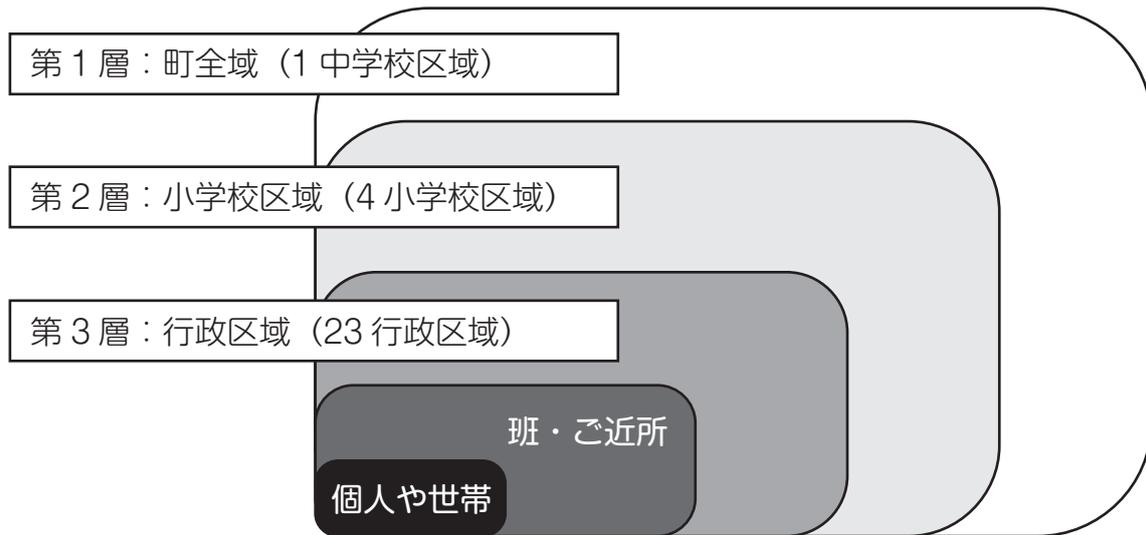
地域福祉計画では、「担い手」の育成について、基本施策、重点施策に取り組んでいきます。





3 地域福祉計画の圏域

本計画を実施するにあたり、第1層（町全域）と第2層（小学校区域）、第3層（行政区）の3つの圏域を設定し、取り組む施策内容を地域の実情に合わせた最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいきます。



【第1層（町全域、中学校区域）】

町全体で施策を展開する範囲です。町全体で取り組むと効果的な施策の範囲です。

【第2層（4小学校区域）】

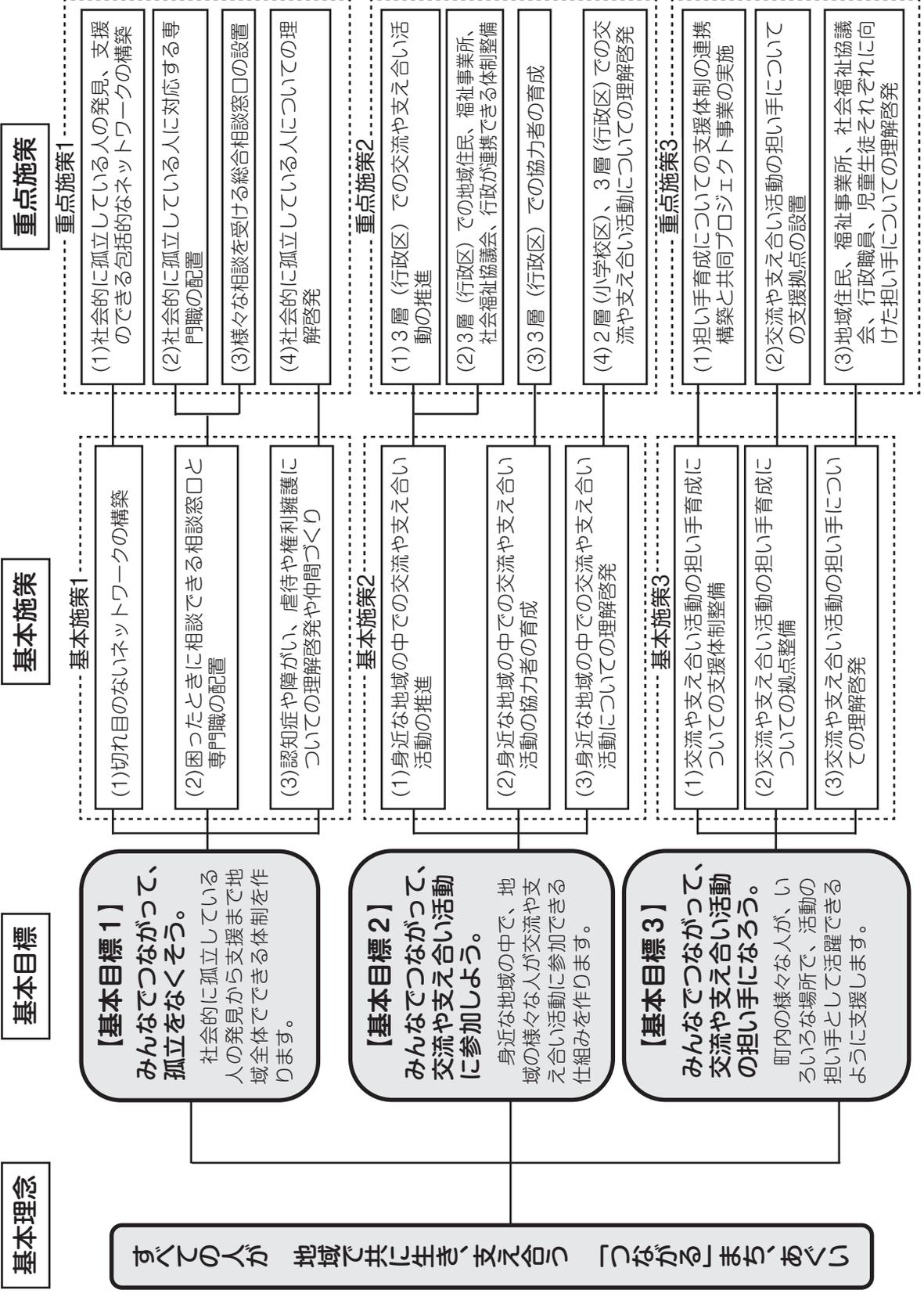
4つの小学校区単位で施策を展開する範囲です。一つの行政区では解決できない課題の活動や他地区との情報交換・共有などに効果が期待できる範囲です。

【第3層（23行政区）】

町内23の行政区ごとに施策を展開する範囲です。身近な交流や支え合い、困りごとの発見をするのに効果が期待できる範囲です。



4 地域福祉計画の体系





第4章 地域福祉計画の展開

- 1 基本施策と重点施策について
- 2 地域福祉計画の基本施策（現在実施している施策）
- 3 地域福祉計画の重点施策（今後実施していく施策）



1 基本施策と重点施策について

地域福祉計画は、基本理念と3つの基本目標を設定し、次に地域福祉計画の基本施策と重点施策という展開となっています。

(1) 基本施策

基本理念、基本目標を達成するために必要な基本的な施策です。第5次阿久比町総合計画に記載されている各分野別に現在実施している施策となります。

(2) 重点施策

基本理念、基本目標を達成するために、基本施策に加えて地域福祉計画の中に新たに追加した今後重点的に実施していく施策となります。

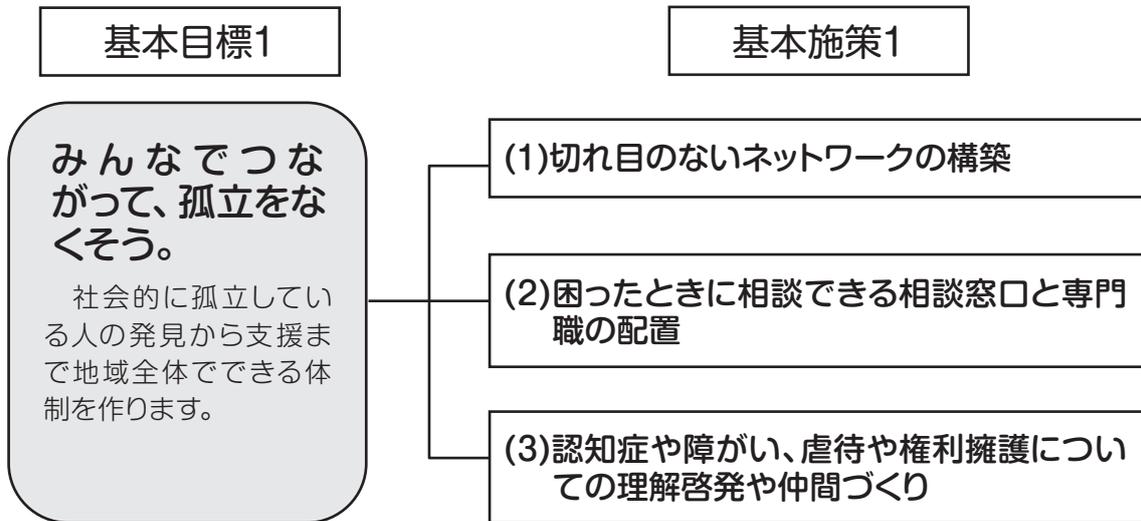
(3) 基本目標、基本施策、重点施策の関係

基本目標、基本施策、重点施策の関係については以下の図のとおりとなります。





2 地域福祉計画の基本施策（現在実施している施策）



（基本施策 1-（1））切れ目のないネットワークの構築

高齢や障がいなど生活上の支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくには、行政だけでなく地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会などの関係者の連携が必要です。

現在阿久比町では、各分野別にネットワークを作り、切れ目のないネットワークの構築を図っています。今後も切れ目のないネットワークの構築を図ります。

主な事業	内容	担当課	圏域
①災害時要配慮者への支援の強化	災害時要配慮者登録制度の周知を図り、障がい者や高齢者などの災害時に支援を要する人々を把握し、自主防災会、民生児童委員との連携体制を強化します。	防災交通課	1層
②要保護児童対策地域協議会の推進	保護を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取組を児童・障害者相談センターなどの関係機関と連携して推進します。	子育て支援課	1層
③地域包括ケアの充実	高齢者が安心して暮らせるように、民生児童委員や介護サービス事業者など関係機関や地域住民と連携し、地域で高齢者を支えるネットワークやサービス体制の構築を図ります。	健康介護課	1層
④障がい者（児）にかかる相談体制の強化	知多市・東海市・東浦町との2市2町で障害者支援ネットワーク会議を設置し、障がい関係機関と連携し相談・支援体制を推進します。	住民福祉課	1層
⑤低所得者福祉の推進	低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、社会福祉協議会など関係機関や民生児童委員との連携のもと、相談・指導の充実に努めるとともに、生活保護制度などの適正な運用に努めます。	住民福祉課 社会福祉協議会	1層



(基本施策 1-(2)) 困ったときに相談できる相談窓口と専門職の配置

高齢や障がいなど生活上の支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくには、困ったときに相談のできる相談窓口やそれに対応できる専門職の配置がかかせません。

現在阿久比町では、困りごとのある地域住民が気軽に相談できるよう、さまざまな相談窓口が設置され、それに応じた専門の職員が対応しています。また、身近な地域で活動している民生児童委員がいます。今後も困ったときにすぐに相談できる相談窓口と専門職の配置に努めます。

主な事業	内 容	担当課	圏域
① 子育て支援センター・児童館の充実	子育て支援センター・児童館などでの子育て相談など、子育て支援活動の充実を図ります。	子育て支援課	1 層
② 家庭児童相談室の充実	児童虐待傾向のある家庭に対し関係機関と連携し虐待の防止を図ります。	子育て支援課	1 層
③ 地域包括支援センターの充実	高齢者が安心して暮らせるように、保健・医療・福祉に関する総合的な情報提供、高齢者に関わる相談、成年後見制度などの権利擁護事業の推進を支援する拠点として地域包括支援センターの充実を図ります。	健康介護課	1 層
④ 障がい者総合支援センターとの連携強化	知多市・東海市・東浦町との2市2町で障がい者総合支援センターを設置し、障害関係機関と連携し相談・支援体制の充実を図ります。	住民福祉課	1 層
⑤ 民生児童委員の活用の推進	民生児童委員の活動支援に努め、地域に密着した地域福祉活動を推進します。	住民福祉課	3 層
⑥ 社会福祉協議会の充実	社会福祉協議会の活動支援に努め、住民参画型の地域福祉活動を推進します。	社会福祉協議会	1 層
⑦ 心配ごと、行政、人権、法律相談等の充実	心配ごと相談、行政相談、人権相談、法律相談など身近な相談窓口の充実を図ります。	住民福祉課 社会福祉協議会	1 層
⑧ 教育相談センターの充実	学校生活に不安を抱く児童生徒への相談支援、いじめ・不登校への対応など個別の教育支援を行う、教育相談センターの充実を図ります。	学校教育課	1 層

**(基本施策 1-(3)) 認知症や障がい、虐待や権利擁護についての理解啓発や仲間づくり**

認知症高齢者や障がい者など支援を必要とする人やご家族の共通の声として「もっと地域の人に認知症や障がいについて知ってほしい、理解してほしい」という声があります。高齢者、障がい者、児童に対する虐待や権利擁護の制度などについて、阿久比町で共に安心して、かかわりながら暮らしていくためにはお互いの理解がかかせません。

現在阿久比町では、窓口での紹介やパンフレットの設置などの情報提供による啓発や、各福祉団体での仲間づくりなどの支援に取り組んでいます。

主な事業	内 容	担当課	圏域
① 要介護者への理解と支援	高齢者が安心して暮らせるよう、地域福祉の視点に基づく意識啓発を充実し、認知症を理解するために見守りを大切にする認知症サポーターの養成を図ります。	健康介護課	1 層
② 高齢者の権利擁護業務の周知	高齢者が安心して暮らせるよう、成年後見制度などの権利擁護事業の推進及び高齢者虐待への周知を行います。	健康介護課	1 層
③ ノーマライゼーションの推進	ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援に努めます。	住民福祉課	1 層
④ 日常生活自立支援事業の推進	高齢や障がいなどにより判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理などの日常生活の自立について生活支援員と協力して支援します。	社会福祉協議会	1 層
⑤ 子ども会活動の活性化の推進	子ども会活動など家庭・地域・行政が連携し、協働で子育てを行う体制づくりに努めます。	子育て支援課 社会福祉協議会	1 層
⑥ 生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送ることができるよう、いきいきクラブ活動の支援や、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。	健康介護課 社会福祉協議会	1 層
⑦ 障がい者団体の育成と支援	障がい者とその家族同士が協力し、自立した生活を送ることができるよう、障がい者団体の育成と活動の支援を図ります。	住民福祉課 社会福祉協議会	1 層



基本目標2

みんなでつながって、交流や支え合い活動に参加しよう。

身近な地域の中で、地域の様々な人が交流や支え合い活動に参加できる仕組みを作ります。

基本施策2

(1)身近な地域の中での交流や支え合い活動の推進

(2)身近な地域の中での交流や支え合い活動の協力者の育成

(3)身近な地域の中での交流や支え合い活動についての理解啓発

(基本施策 2-1) 身近な地域の中での交流や支え合い活動の推進

要介護状態や一人暮らし高齢者、障がい者やその家族、生活保護世帯などが、安心して生活をしていくためには公的な制度だけでなく、身近な地域の中での交流や支え合い活動がかかせません。また、普段からの交流、支え合い活動が災害時の救助活動にも有効であると言われています。

現在阿久比町では、高齢者健康保持事業（宅老所）の推進や自主防災会の設置、社会福祉協議会の小地域福祉活動、いきいきクラブの友愛活動の推進などを進めています。今後も身近な地域の中での、交流、支え合い活動を推進していきます。

主な事業	内容	担当課	圏域
①自主防災会組織の強化	消防団・赤十字奉仕団・防災ボランティアなどと連携を強化し、自主防災会の指導者となる防災リーダー・防災委員の育成を図ります。	防災交通課	1層
②宅老所の設置等閉じこもり防止策の推進	一人暮らし高齢者や高齢者世帯などが地域で自立した生活を送ることができるよう、孤立感解消のための宅老所の設置など在宅福祉の充実に努めます。	健康介護課	2層
③家庭教育推進協議会及び青少年健全育成地区推進員連絡協議会活動の充実	4小学校区ごとに設置された家庭教育推進協議会による家庭教育力の向上活動とともに、各地区から選出された地区推進員で構成される青少年健全育成地区推進員連絡協議会と連携したふれあい行事の開催や啓発活動の充実を図ります。	社会教育課	2層
④コミュニティ活動の活性化支援	地域での課題解決に向け、自主防災会の育成や防犯活動、交通安全活動、児童生徒の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。	政策協働課	2層
⑤小地域福祉活動、いきいきクラブ友愛活動の推進	社会福祉協議会では、行政区（小地域）を基礎として地域住民同士の支え合い活動（サロンや見守り活動）の推進を図ります。 また、いきいきクラブでは、行政区ごとの単位いきいきクラブの会員を対象に友愛活動（刃物とぎやお助けマン活動、サロン、見守り）の推進を図ります。	社会福祉協議会	3層



(基本施策 2- (2)) 身近な地域の中での交流や支え合い活動の協力者の育成

身近な地域の中で、交流や支え合い活動を実施していくためには男女問わず活動の協力者の存在がかかせません。また、近年地域ぐるみで交流や支え合い活動に取り組むことは、その活動に参加する参加者はもとより、協力者自身の健康づくりにもつながることがわかってきました。

現在阿久比町では、防災委員・防災リーダー、民生児童委員などの町民活動を推進する活動の協力者の育成をすすめてきました。今後も身近な地域の中での交流や支え合いの協力者の育成に努めていきます。

主な事業	内 容	担当課	圏域
① 防災委員、防災リーダーの育成	消防団・赤十字奉仕団・防災ボランティアなどと連携を強化し、自主防災会の指導者となる防災リーダー・防災委員の育成を図ります。	防災交通課	3 層
② 民生児童委員の活動支援体制強化	民生児童委員の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動を推進します。	住民福祉課	3 層

(基本施策 2- (3)) 身近な地域の中での交流や支え合い活動についての理解啓発

若い世代や転入者、退職された人など、これまで地域の交流や支え合い活動に参加しにくかった人や、なかなか地域の中で交流や支え合い活動の協力者が得られないなど、幅広い世代が参加しやすい活動にするには理解や啓発が求められています。

現在阿久比町では、未来づくり懇談会などを開催し、直接行政や団体の皆さんが地域住民の皆さんと話す機会を作ってきました。今後も身近な地域の中での理解啓発を進めていきます。

主な事業	内 容	担当課	圏域
① 未来づくり懇談会の実施	町から伝えたい情報、住民が知りたい情報をより早く、正確に、わかりやすく提供するとともに、協働のまちづくりに向け広く住民からの情報収集に努めます。	政策協働課	3 層
② コミュニティ意識の高揚	コミュニティの重要性、実際のコミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。	政策協働課	2 層



基本目標3

基本施策3

みんながつながって、交流や支え合い活動の担い手になろう。

町内の様々な人が、いろいろな場所で、活動の担い手として活躍できるように支援します。

(1)交流や支え合い活動の担い手育成についての支援体制整備

(2)交流や支え合い活動の担い手育成についての拠点整備

(3)交流や支え合い活動の担い手についての理解啓発

(基本施策 3-1) 交流や支え合い活動の担い手育成についての支援体制整備

交流や支え合い活動を始めたいという気持ちがあっても、行動に移すには「きっかけ」が必要です。きっかけとしての最初の1歩を踏み出しやすくするためには気軽な相談窓口や参加してみたいと思えるような楽しい講座の開催が必要です。また、活動が継続して行われるようグループへの助成金や活動場所に対する支援が求められています。

現在阿久比町では、公民館での文化協会、サークル協議会への支援、社会福祉協議会のボランティアグループへの支援、住民税1%町民予算枠制度などの支援を実施しています。今後も担い手の育成について支援体制を整備していきます。

主な事業	内容	担当課	圏域
①障がい者(児)の社会参加の促進	居住の場と活動の場を支援し、障がい者が生きがいを持って生活できるよう社会参加を促進します。	住民福祉課	1層
②福祉ボランティア団体の活動支援体制強化	福祉ボランティア団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動を推進します。	住民福祉課 社会福祉協議会	1層
③青少年ボランティア登録制度の充実	青少年関係団体の活動を支援するとともに、研修・交流などを通じて青少年健全育成のリーダーの育成・確保に努めます。	社会教育課	1層
④参画・協働の仕組みづくり	住民や団体による特色あるまちづくり活動を支援するなど、住民と行政のパートナーシップ型のまちづくりに向けた仕組みを構築します。	政策協働課	1層



(基本施策 3-(2)) 交流や支え合い活動の担い手育成についての拠点整備

交流や支え合い活動を始めたいと思った時にすぐに行動に移すのは誰しも難しいものです。そこで、活動団体の情報を提供したり、気軽に相談ができる活動の拠点が必要になってきます。

現在阿久比町では、シルバー人材センターやボランティアセンター、児童生徒のボランティア活動を支援する青少年体験ボランティアセンターなどの拠点で担い手の育成支援を行っています。今後も担い手育成の拠点を整備します。

主な事業	内 容	担当課	圏域
① 高齢者能力活動推進事業(シルバー人材センターの助成)の推進	高齢者の経験・知識・技能が発揮できるようシルバー人材センターへの支援など、社会参加を促進します。	健康介護課	1 層
② ボランティアセンターの機能強化	地域住民の福祉意識の高揚に向けた広報・啓発活動の推進をはじめ、社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、福祉ボランティアの育成を図ります。	住民福祉課 社会福祉協議会	1 層
③ 青少年体験ボランティアセンターの活用	青少年体験ボランティアセンターの活動を通じ、青少年の様々な体験活動や社会活動などの充実を図り、青少年活動の活発化を促進します。また、青少年の社会参加促進のための情報収集や提供を図ります。	社会教育課	1 層
④ 多様な人材育成	地域のリーダー、ボランティア組織、NPO 団体など相互の情報交換を行いながら、環境づくりや多様な人材・組織の育成に努めます。	政策協働課	1 層



(基本施策 3-(3)) 交流や支え合い活動の担い手についての理解啓発

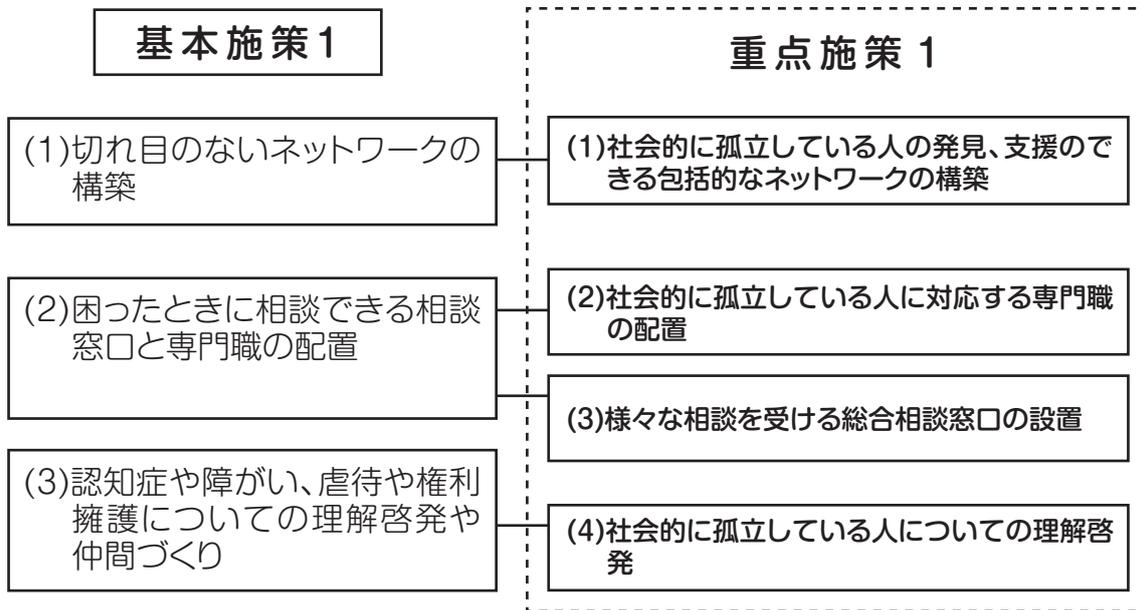
交流や支え合い活動の担い手を育成する上で、地域住民の皆さんへ「交流や支え合いの活動が健康にもつながること」について理解いただくことや「自分たちの地域を自分たちで支える」意識の向上などの理解啓発の活動がかかせません。また、これからの阿久比町を担っていく、児童生徒への啓発も必要になります。

現在阿久比町では、社会教育課の児童生徒に対するサマーボランティアスクールや公民館の講座、社会福祉協議会のサマーボランティアスクールや福祉実践教室、ボランティア講座を実施しています。今後も担い手についての理解啓発を図ります。

主な事業	内 容	担当課	圏域
①高齢者の健康づくりの推進	元気な生活を続けるため、65歳以上の高齢者を対象に、身体機能・生活機能を維持向上させるための介護予防事業の充実を図ります。	健康介護課	1層
②総合的な健康づくりの推進	地域住民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図り、生活習慣病予防などの健康づくり施策を健康づくり連絡会など関係団体・関係部門と連携して推進します。	健康介護課	1層
③生涯学習プログラムの充実	特色ある生涯学習プログラムを充実させるとともに、広報紙やホームページなどによる多様な情報提供に努めます。	社会教育課	1層
④ボランティア講座の充実	高齢者や障がい者、児童など、地域住民の多様な困り事に対し、気軽にボランティア活動に参加できるようきっかけとして各種のボランティア講座の充実を図ります。	社会福祉協議会	1層
⑤福祉実践教室、サマーボランティアスクールの充実	高齢者や障がい者への理解と思いやりの心の育成を目的に、町内の小中高等学校の児童生徒を対象に、講話や福祉体験学習等の充実を図ります。	社会福祉協議会	1層



3 地域福祉計画の重点施策（今後実施していく施策）



（重点施策 1-（1））社会的に孤立している人の発見、支援のできる包括的なネットワークの構築

地域福祉の課題を解決するため、各分野別のネットワークにより地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で一体的に課題解決に取り組んでいます。しかし、福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人についての状況把握や対応する担当や組織がないことが課題になっています。

今後は、高齢者保健福祉計画で示される「地域包括ケアシステム」や「生活困窮者自立支援法」との連携を図りながら、福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人の発見から支援までの対応ができるよう包括的なネットワークの構築を進めていきます。

※担当課の○が主管課【各会議のイメージ図は図1参照】

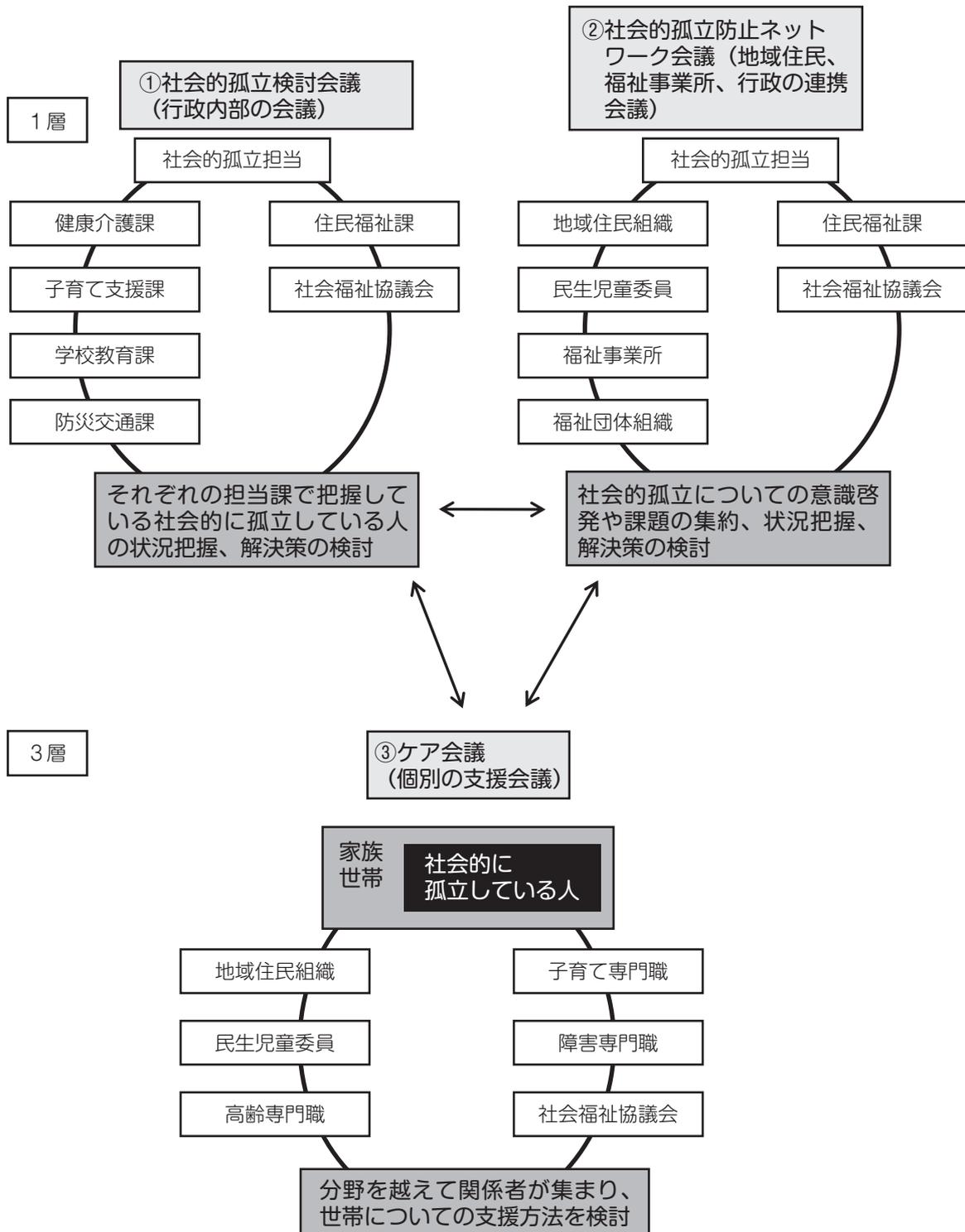
主な事業	内 容	担当課	圏域
① 社会的孤立防止 検討会議の設置	住民福祉課、社会福祉協議会を中心に、関係課担当職員が参加して、社会的に孤立している人の状況把握や解決のための「社会的孤立防止検討会議」を設置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課 子育て支援課 学校教育課 防災交通課	1 層
	前期 目標	・社会的孤立防止検討会議を定期的に開催し、社会的に孤立している人の状況を把握します。	
	後期 目標	・社会的孤立防止検討会議を定期的に開催し、社会的に孤立している人の解決方を検討します。	



主な事業	内 容	担当課	圏域
②社会的孤立防止ネットワーク会議の設置	住民福祉課、社会福祉協議会が中心に、地域住民、民生児童委員、福祉事業所、福祉団体組織が参加する社会的孤立解消のための切れ目のない連携体制について検討する「社会的孤立防止ネットワーク会議」を設置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課 子育て支援課 学校教育課	1層
	前期目標	・社会的孤立防止ネットワーク会議を定期的に行い、社会的に孤立している人の状況を把握します。	
	後期目標	・社会的孤立防止ネットワーク会議を定期的に行い、社会的に孤立している人の解決策を検討します。	
③ケア会議の開催	要介護者に対しては、各分野の専門職だけでなく、世帯を単位とした専門分野を越えた関係者でチームアプローチをしていくための「ケア会議」を実施します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課 子育て支援課 学校教育課	3層
	前期目標	・世帯単位の専門分野を越えたケア会議を必要に応じて実施し、関係者で世帯を単位とした状況を把握します。	
	後期目標	・世帯単位の専門分野を越えたケア会議を必要に応じて実施し、関係者で世帯を単位とした解決策を検討します。	



【図1 社会的に孤立している人の発見から支援のできるための包括的なネットワークのイメージ図】





(重点施策 1-(2)) 社会的に孤立している人に対応する専門職の配置

福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人について、専門的に対応する職員がいないことが課題になっています。

福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人への個別支援や3層（行政区）の交流や支え合い活動などの地域で支え合う地域づくりを支援する「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を進めます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内容	担当課	圏域
① コミュニティソーシャルワーカーの配置	福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人への個別支援や3層（行政区）の交流や支え合い活動の地域で支え合う地域づくりを支援する「コミュニティソーシャルワーカー」を配置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会	3層
	前期目標	・2層（各小学校区）単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、社会的に孤立している人の状況を把握します。	
	後期目標	・2層（各小学校区）単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、社会的に孤立している人への個別支援をします。	

(重点施策 1-(3)) 様々な相談を受ける総合相談窓口の設置

福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人の相談をどこにしていかわからないということが課題になっています。

福祉の狭間にある人などの社会的に孤立している人も含めた総合的な福祉の相談を受けつけ、適切な相談先につなぐ総合相談窓口を設置します。

※担当課の○が主管課

主な事業	内容	担当課	圏域
① 総合相談窓口の設置	福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人も含めた総合的な福祉の相談を受けつけ、相談先につなぐ「総合相談窓口」を設置します。また、受け付けた相談に対し、解決につながるためのネットワーク体制を整備します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課 子育て支援課 学校教育課 社会教育課	1層
	前期目標	・総合相談窓口の設置を準備し、各関係機関とのネットワーク体制について検討します。	
	後期目標	・総合相談窓口を設置し、各関係機関と解決につながるネットワーク体制を整備します。	



(重点施策 1-(4)) 社会的に孤立している人についての理解啓発

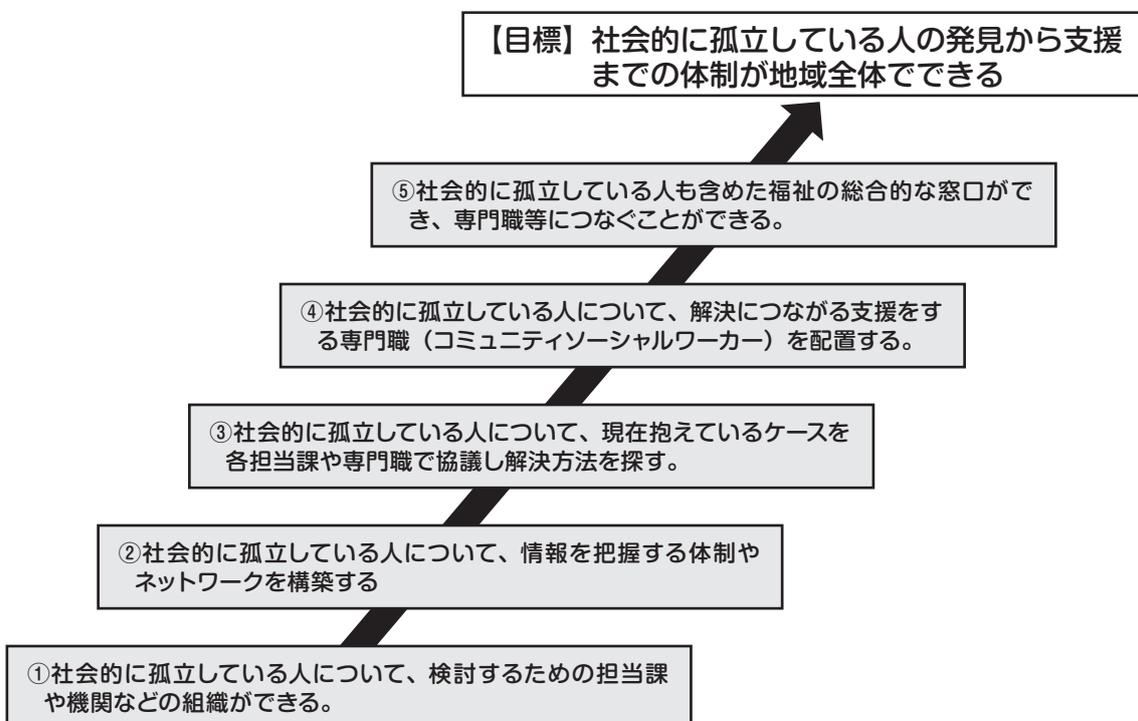
福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人について、地域全体の関心や意識が低いことが課題になっています。

福祉制度の狭間にある人などの社会的に孤立している人を地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で発見、支援ができるような社会的風土づくりを進めます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内容	担当課	圏域
①地域住民や福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員向けのテーマ別研修会の開催	地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員向けのテーマ別の研修会(演習を含む)を開催し、地域全体で社会的孤立を解決するための意識向上を図ります。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会	1層
	前期目標 ・地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象に研修会を開催し、社会的に孤立している人への理解を啓発します。		
	後期目標 ・地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象に研修会を開催し、社会的孤立を防ぐことの必要性を地域全体が共有できるようにします。		

【図 2 今後の社会的に孤立している人に対応する施策の展開段階について】



**基本施策 2**

(1) 身近な地域の中での交流や支え合い活動の推進

(2) 身近な地域の中での交流や支え合い活動の協力者の育成

(3) 身近な地域の中での交流や支え合い活動についての理解啓発

重点施策 2

(1) 3層（行政区）での交流や支え合い活動の推進

(2) 3層（行政区）での地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が連携できる体制整備

(3) 3層（行政区）での協力者の育成

(4) 2層（小学校区）、3層（行政区）での交流や支え合い活動についての理解啓発

(重点施策 2-1) 3層（行政区）での交流や支え合い活動の推進

3層での交流や支え合い活動を推進するにあたり、自治会や民生児童委員だけでは活動の立ち上げや継続が難しいことが課題となっています。

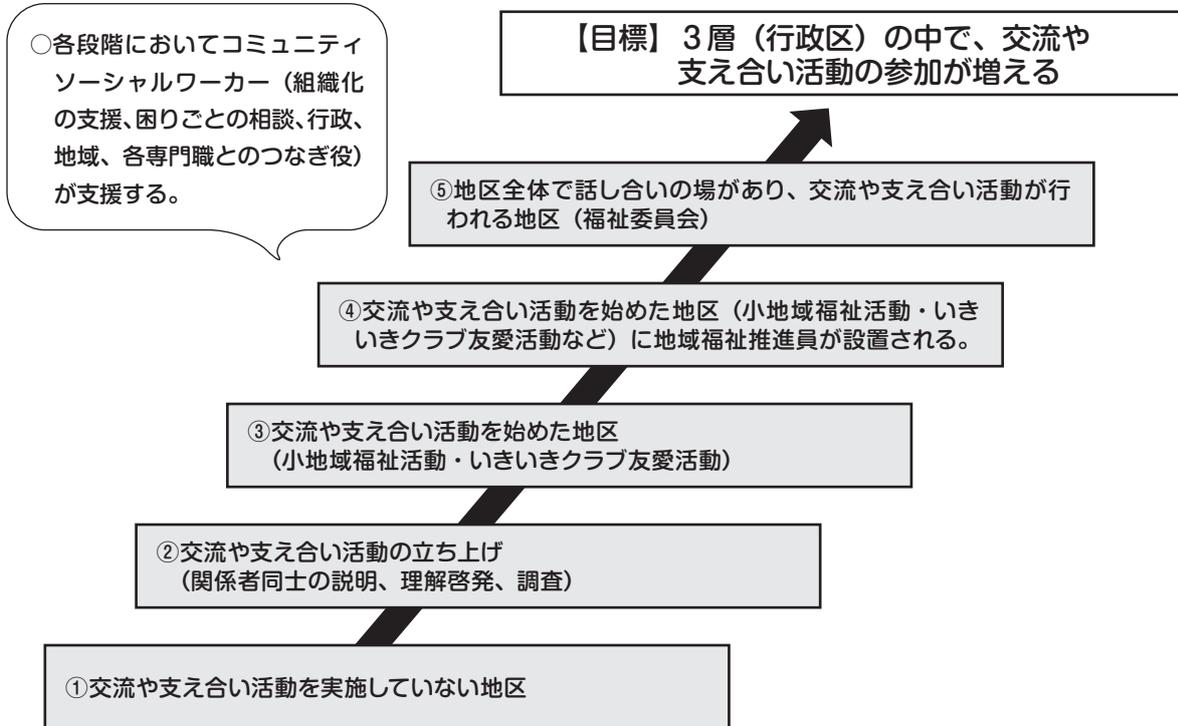
3層を中心とした身近な地域での交流や支え合い活動を進めるために、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の連携、3層の交流や支え合い活動などの地域で支え合う地域づくりを支援するコミュニティソーシャルワーカーの配置、交流や支え合い活動を地域全体で進めるための福祉委員会の設置を進めていきます。また、普段からの交流や支え合い活動を進めることで、災害発生時の災害時要配慮者への支援につなげます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内容	担当課	圏域
① 小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動の推進	地域住民、福祉事業所、行政、社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動、いきいきクラブ友愛活動の推進を図ります。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課	3層
	前期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動により、新規に活動を始めた行政区を募り活動を支援します。(4地区)	
	後期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動により、新規に活動を始めた行政区を募り活動を支援します。(4地区)	
② コミュニティソーシャルワーカーの配置	福祉制度の狭間にある社会的に孤立している人への個別支援や3層の交流や支え合い活動の地域で支え合う地域づくりを支援する「コミュニティソーシャルワーカー」を配置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会	3層
	前期目標	・2層（各小学校区）単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、3層の交流や支え合い活動を支援します。	
	後期目標	・2層（各小学校区）単位にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、3層の交流や支え合い活動を支援します。	
③ 福祉委員会の設置	地区全体での交流や支え合い活動を推進するため、3層の福祉の課題について話し合う「福祉委員会」の設置を進めます。 ※図4のイメージ図参照	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 健康介護課	3層
	前期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動を行っている地区を対象に福祉委員会の設置について検討します。	
	後期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動を行っている地区を対象に福祉委員会を設置します。(3地区)	



【図3 今後の3層（行政区）での交流や支え合い活動に対応する施策の展開段階について】

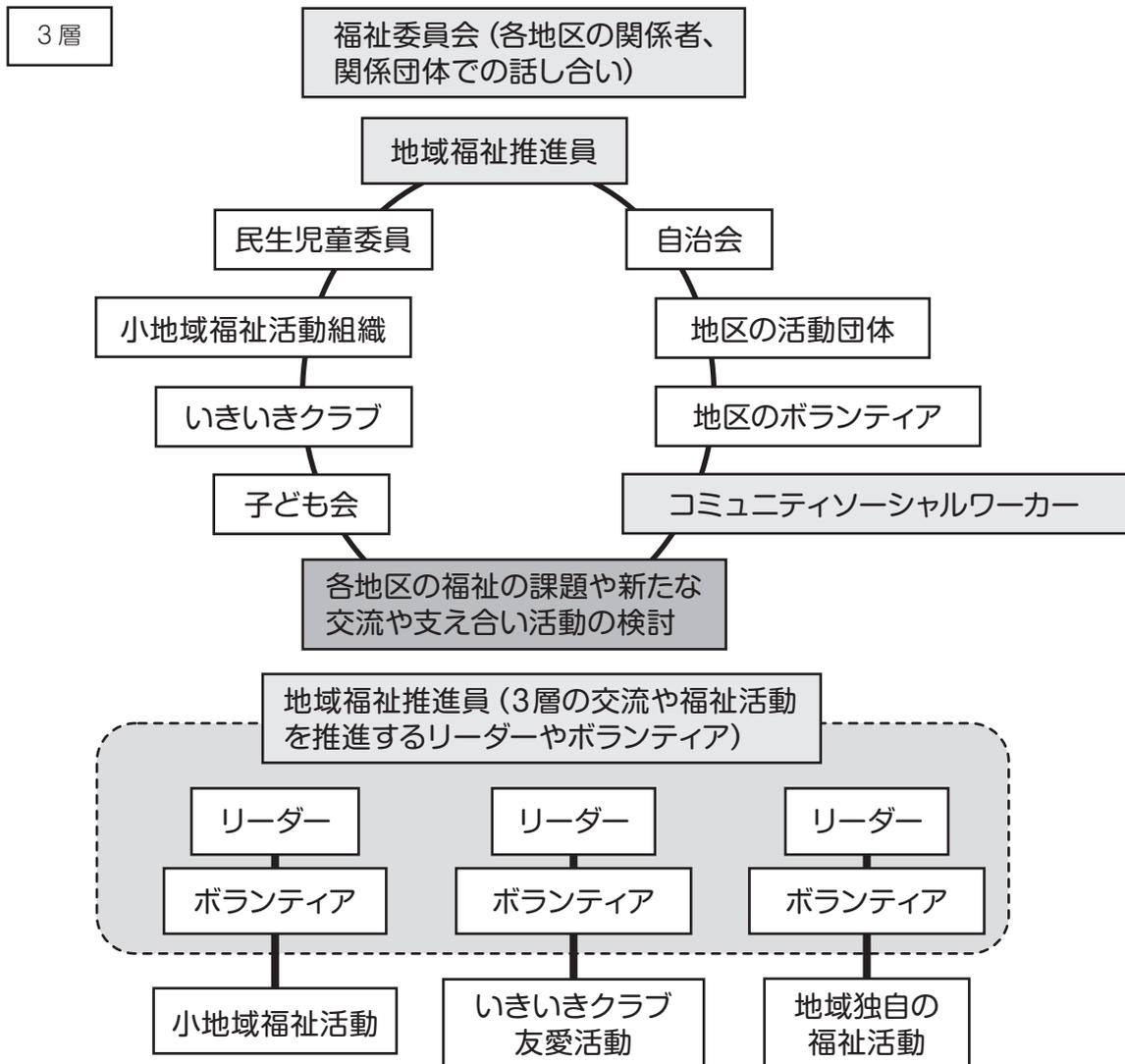




【図 4 福祉委員会の構成員メンバーと地域福祉推進員のイメージ図】

福祉委員会の位置づけについて

- ・住民福祉懇談会等の意見の中でも「地域全体の支え合い」や「多世代の交流」を求める声が多くありましたが、現在はその状況にないことがわかってきました。
- ・そこで、自治会や地区の関係者が集まり、地区の課題や活動について話し合う「福祉委員会」の設置を推進します。
- ・3層の福祉の課題についての話し合いだけでなく、各関係者が連携し3層で、新たな交流や支え合い活動につながるよう支援します。
- ・会議の進行は地域福祉推進員を予定します。委員会を設置した地区への具体的な支援内容などについては参加ネットワーク会議で検討します。



※地域福祉推進員については重点施策2-(3)に詳細を記載します。



(重点施策 2-(2)) 3層（行政区）での地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が連携できる体制整備

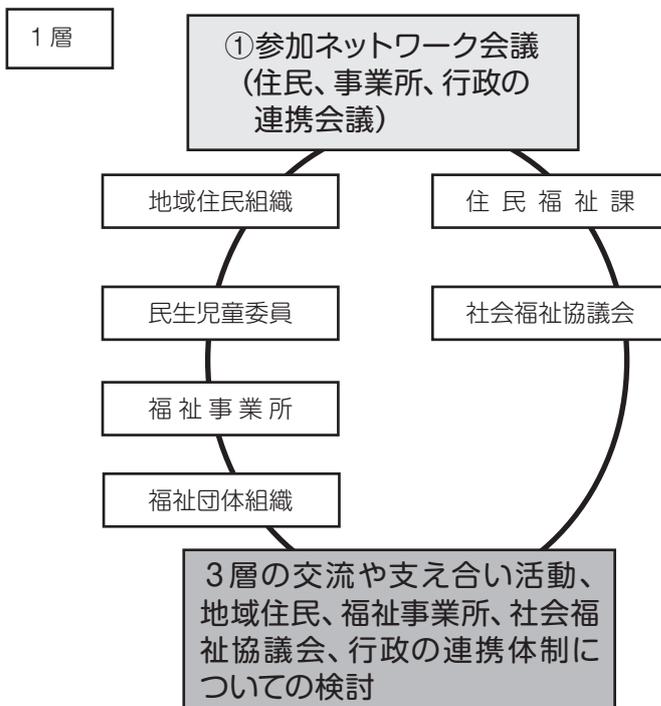
3層で高齢者や障がい者、児童などの福祉制度を利用している人が地域活動に参加しづらくなっていることが課題となっています。

高齢者や障がい者、児童などの福祉サービスを利用している人が地域活動に参加しやすくするための地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の連携を進める「参加ネットワーク会議」を設置します。

※担当課の○が主管課

主な事業	内容	担当課	圏域
①参加ネットワーク会議の設置	地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で3層の連携体制について検討する「参加ネットワーク会議」を設置し、地区の交流や支え合い活動、福祉委員会に福祉事業所の職員や当事者が参加できる連携体制を作ります。 ※図5のイメージ図参照。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会	1層
	前期目標	・地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で参加ネットワーク会議を定期的開催し、3層の連携体制について検討します。	
	後期目標	・地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政で参加ネットワーク会議を定期的開催し、3層の交流や支え合い活動に福祉事業所の職員や当事者が参加できる体制を作ります。	

【図5 参加ネットワークのイメージ図】



**(重点施策 2-(3)) 3 層 (行政区) での協力者の育成**

3 層での交流や支え合い活動を推進するにあたり、民生児童委員に福祉の課題が集中することや、地区の中で活動に協力したい人が参加するきっかけがないことが課題となっています。

3 層での交流や支え合い活動を民生児童委員や自治会、地域の団体の皆さんと連携して進めていく協力者として地域福祉推進員の育成を進めていきます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内 容	担当課	圏域
①地域福祉推進員の育成	3 層での交流や支え合い活動を進めるため、小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動などの協力者として「地域福祉推進員」の育成を進めます。 ※図 6 のイメージ図参照	○住民福祉課 ○社会福祉協議会	3 層
	前期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動を行っている地区を対象に地域福祉推進員の育成について検討します。	
	後期目標	・小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動を行っている地区を対象に地域福祉推進員の育成を推進します。	



【図6 地域福祉推進員の役割について】

【背景】

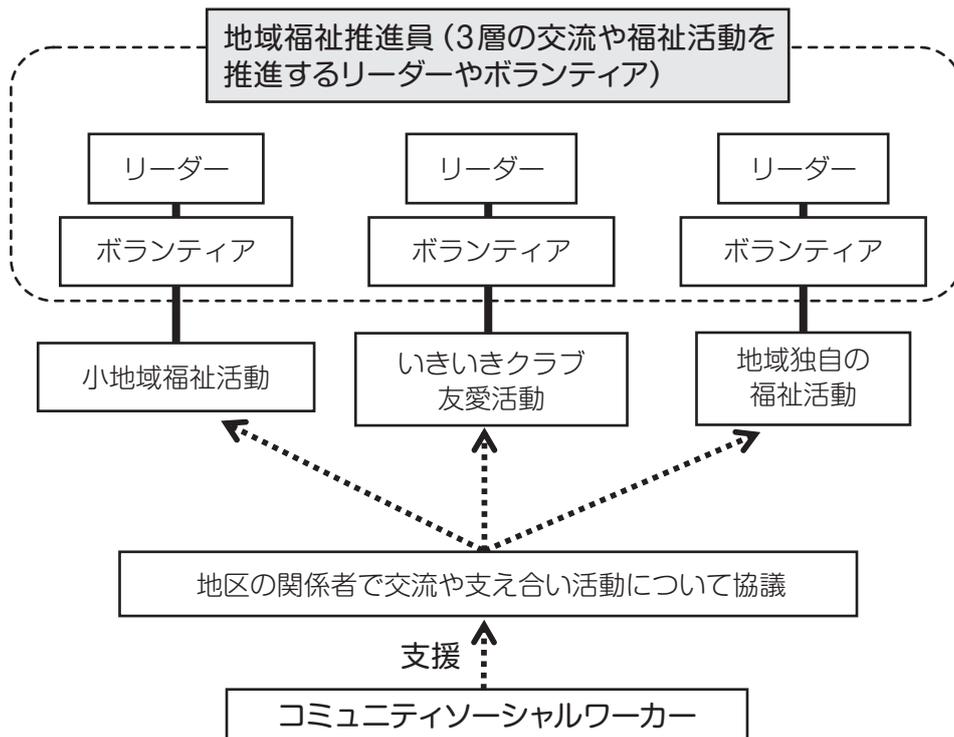
- 各地区自治会の自治会長や役員がほとんどが1年交代で、新規の支え合い活動ができにくいことや3層の福祉活動が民生児童委員に相談が集中することなどを受けて、3層で地域福祉活動推進の協力者として地域福祉推進員の設置を推進します。

【地域福祉推進員の役割】

- 地域福祉推進員は、3層での交流や支え合い活動（サロンや見守り活動など）を進めるため、小地域福祉活動やいきいきクラブ友愛活動、地域独自の福祉活動のリーダーやボランティアとして活動する、3層の地域福祉の推進役とします。
- 民生児童委員との兼任は原則なしとし、民生児童委員と連携しながら3層の交流や支え合い活動の推進を図ります。
- 任期や委嘱などの内容については、今後検討します。今後設置を推進する福祉委員会の構成員としても期待されます。

【地域福祉推進員の位置づけ】

- 「地域福祉推進員」については、先に地域福祉推進員を決めて支え合い活動を始めるより、地区の関係者で協議し、小地域福祉活動や、いきいきクラブ友愛活動の実施を始め、活動のリーダー役が決まってから地域福祉推進員の位置づけをする方が望ましいと考えられます。（もちろん先に「地域福祉推進員」を設置してから活動をすることも妨げません）





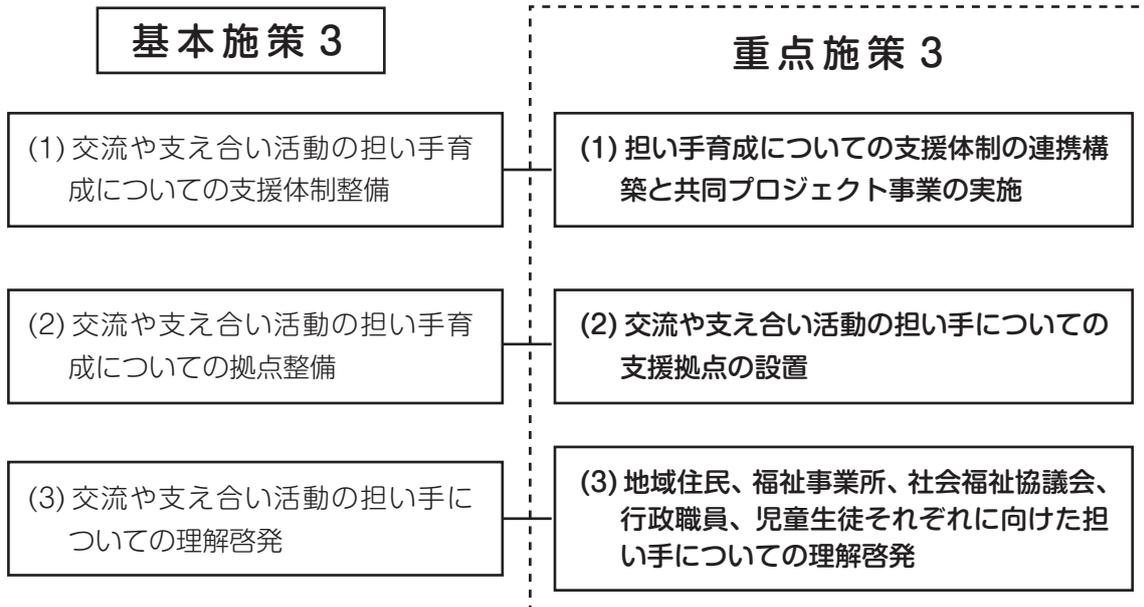
(重点施策 2—(4)) 2 層 (小学校区)、3 層 (行政区) での交流や支え合い活動についての理解啓発

3 層での交流や支え合い活動を推進するにあたり、他の行政区での交流や支え合い活動の実施状況を知る機会がないことや活動の関係者以外に理解や啓発が広がらないことが課題になっています。

今後は 2 層 (各小学校区) で、交流や支え合い活動を実施していない地区や地区の関係者以外の人々が情報交換できる住民福祉懇談会を開催することで交流や支え合い活動についての理解啓発を進めていきます。また、若い世代などにも情報が伝わるよう広報紙や SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス) などを利用した情報提供をしていきます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内 容		担当課	圏域
① 住民福祉懇談会の開催	2 層で住民福祉懇談会を開催し、他地区の情報交換など直接話をできる場を作ります。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会	2 層
	前期目標	・ 2 層で住民福祉懇談会を定期的に開催し、交流や支え合い活動を実施していない地区や地区の関係者以外の人々が情報交換できる機会を作ります。		
	後期目標	・ 2 層で住民福祉懇談会を定期的に開催し、交流や支え合い活動を実施していない地区や地区の関係者以外の人々が実際の活動につながるよう支援します。		
② 幅広い世代への情報提供	幅広い世代にターゲットを合わせた広報紙や SNS などを使い、活動の PR を行います。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会	3 層
	前期目標	・ 参加ネットワーク会議で幅広い世代をターゲットにした情報提供の方法について検討、推進します。		
	後期目標	・ 広報紙や SNS などを使い、広く活動を PR します。		



(重点施策 3-1) 担い手育成についての支援体制の連携構築と共同プロジェクト事業の実施

交流や支え合い活動の担い手育成について、団塊の世代や若者、障がいのある人など多様な人が担い手になっていないこと、また担い手を支援するコーディネート機能の連携が取れていないことが課題になっています。

今後、担い手育成について各関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を整備するとともに、ボランティアグループ、NPO 団体、商工会、シルバー人材センター、福祉事業所、社会福祉協議会、行政が連携し担い手を育成するための共同プロジェクト事業を進めていきます。

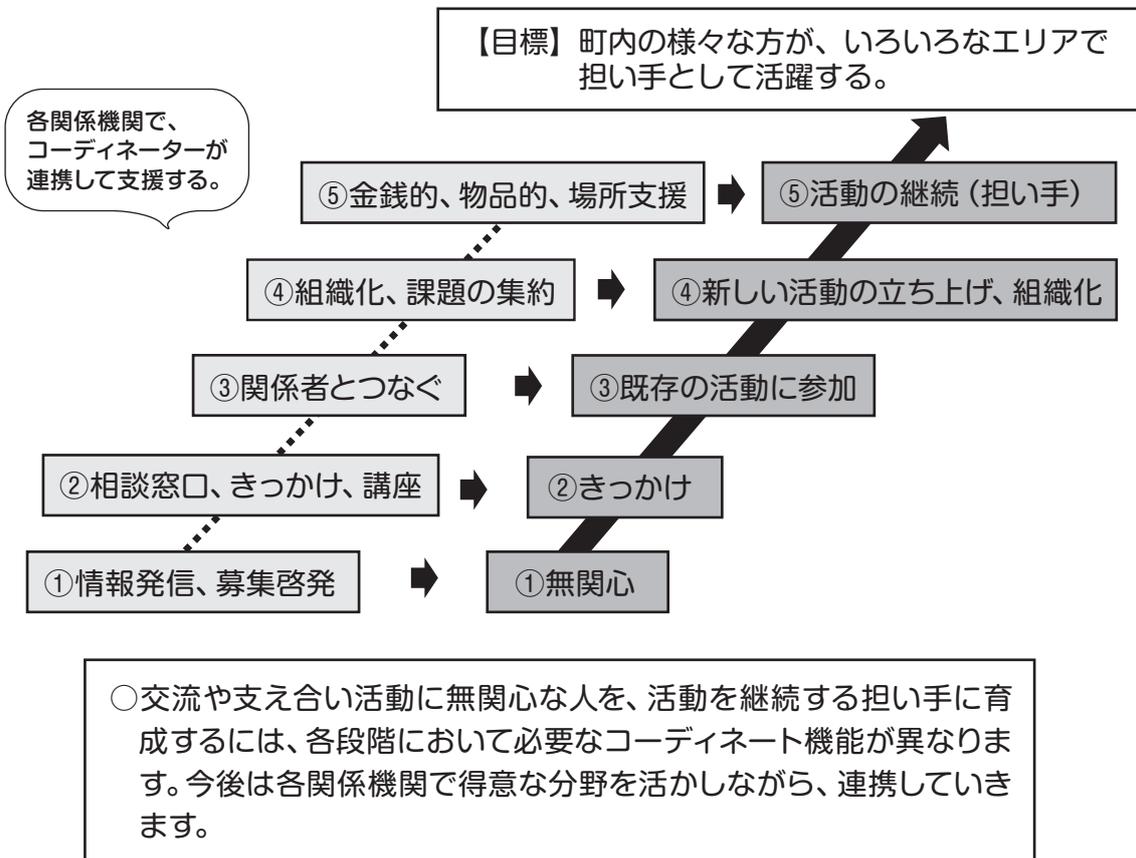
※担当課の○が主管課 ※各会議とプロジェクトのイメージは図8参照。

主な事業	内容	担当課	圏域
①担い手支援会議の設置	各行政組織が実施する事業については、各事業の担い手を育成する視点が不足しているため、各事業を担当する職員による「担い手支援会議」を設置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課 社会教育課 シルバー人材センター	1層
	前期目標	・担い手支援会議を定期的に開催し、各関係担当者の事業内容の共有、共同プロジェクト事業について検討、実施します。	
	後期目標	・担い手支援会議を定期的に開催し、各関係担当者で担い手の支援について意識を共有し、共同プロジェクト事業を推進します。	
②担い手育成ネットワーク会議の設置	ボランティアグループ、NPO 団体、商工会、シルバー人材センター、福祉事業所、社会福祉協議会、行政など担い手育成に対する連携体制の検討や情報交換をする「担い手育成ネットワーク会議」を設置します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課 社会教育課 シルバー人材センター	1層
	前期目標	・担い手育成ネットワーク会議を定期的に開催し、関係者で担い手の育成について情報交換や具体的な内容について検討します。	
	後期目標	・担い手育成ネットワーク会議を定期的に開催し、関係者で担い手の育成について意識を共有し、共同プロジェクト事業を推進します。	



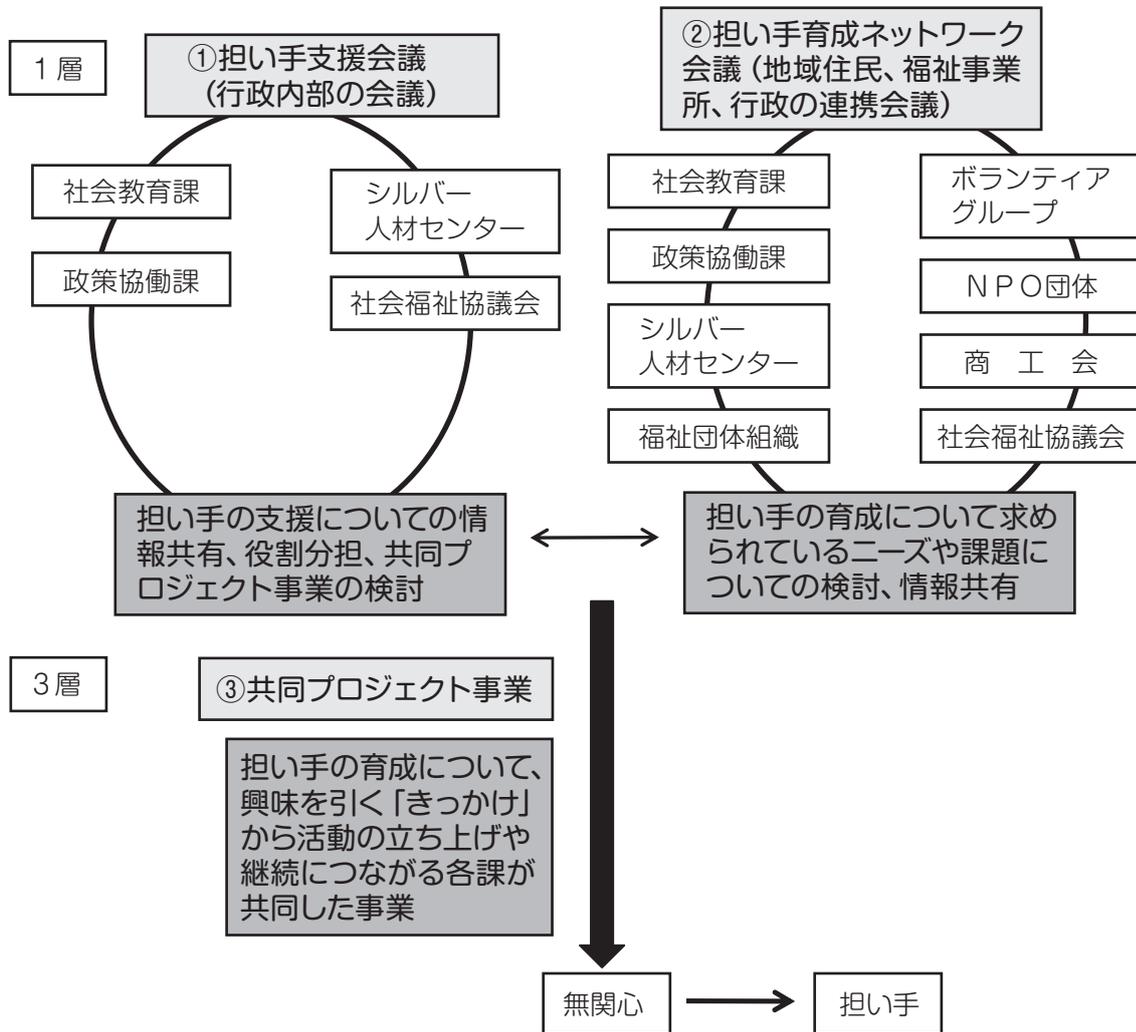
主な事業	内容	担当課	圏域
③共同プロジェクト事業の実施	各行政機関の担当者が担い手支援会議に参加し、担い手を支援するための共同プロジェクト事業を実施します。	○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課 社会教育課 シルバー人材センター	1層
	前期目標	・担い手支援会議を定期的に開催し、各関係担当者の事業内容の共有、共同プロジェクト事業について検討、実施します。	
	後期目標	・担い手を支援するための共同プロジェクト事業について年間数事業を実施します。	

【図3 今後の3層（行政区）での交流や支え合い活動に対応する施策の展開段階について】





【図8 担い手育成についての支援体制の連携構築と担い手支援共同プロジェクト事業のイメージ図】



**(重点施策 3- (2)) 交流や支え合い活動の担い手についての支援拠点の設置**

交流や支え合い活動の担い手育成について、活動を始めたい時にどこに相談に行けば良いかわからないことが課題となっています。

今後、担い手の育成については身近な場所で、活動を始めたい人が情報や活動についての相談を受けられたり、活動にあたって様々な行政機関や他の事業所、ボランティアグループとつないでもらえる担い手の支援拠点の設置を推進します。

※担当課の○が主管課

主な事業	内 容		担当課	圏域
①担い手支援拠点の設置	身近な場所に担い手の活動を支援する「担い手支援拠点」を設置します。また、拠点があるだけでなく、担い手支援の連携体制を図ります。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課	1層
	前期目標	・担い手の支援拠点と連携体制について検討し、支援拠点を設置します。		
	後期目標	・担い手の支援拠点で相談や支援が受けられ、各関係機関との連携ができる体制を作ります。		
②支援相談員の育成	支援拠点で、気軽に担い手に関する相談のできる担い手支援相談員の育成をします。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課	1層
	前期目標	・担い手支援相談員について検討し、養成講座を実施、育成します。		
	後期目標	・育成した担い手支援相談員により支援拠点で活動の相談ができるよう推進します。		



(重点施策 3- (3)) 地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員、児童生徒それぞれに向けた担い手についての理解啓発

担い手の育成について、地域全体で担い手の必要性や意義について関心や意識が低いことが課題となっています。

今後、担い手の理解啓発活動として、担い手啓発パンフレットの作成や SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス) などを利用した幅広い世代への情報提供、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象とした研修会を進めます。また、担い手の次世代の育成として児童生徒を対象とした福祉教育を進めていきます。

※担当課の○が主管課

主な事業	内 容		担当課	圏域
① 担い手啓発の幅広い世代への情報提供	地域住民に向けた様々な啓発パンフレットの作成や SNS などを利用した幅広い世代へ情報提供します。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課 社会教育課 シルバー人材センター	1 層
	前期目標	・担い手育成ネットワーク会議で幅広い世代への情報提供について検討します。		
	後期目標	・担い手育成について啓発パンフレットの作成や SNS など情報提供します。		
② 地域住民、事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象としたテーマ別研修会	地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の職員を対象に担い手の意義や必要性についてテーマを設定し研修会を実施し啓発します。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会 政策協働課 社会教育課 シルバー人材センター	1 層
	前期目標	・担い手育成ネットワーク会議で地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象としたテーマ別研修会について検討します。		
	後期目標	・地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政職員を対象としたテーマ別研修会を開催し、担い手についての理解啓発をします。		
③ 児童生徒を対象とした福祉教育の実施	福祉教育として、奉仕活動体験活動ボランティアセンター、社会福祉協議会が合同で検討し、担い手や地域福祉について児童、生徒、教員に啓発します。		○住民福祉課 ○社会福祉協議会 社会教育課	1 層
	前期目標	・担い手育成ネットワーク会議で次世代の担い手育成や地域福祉を推進する福祉教育について検討します。		
	後期目標	・児童生徒、教員を対象とした担い手育成や地域福祉についての福祉教育の企画を実施している。		



第5章 地域福祉計画の推進

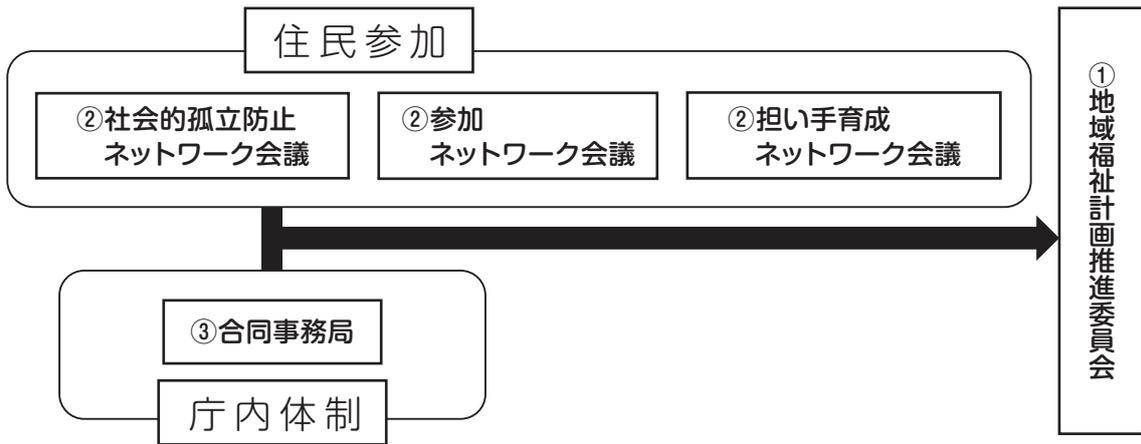
- 1 地域福祉計画の推進体制
- 2 地域福祉計画の評価
- 3 社会福祉協議会の役割



1 地域福祉計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民参加のもとに地域福祉を推進するために、社会福祉関係団体などで構成する「地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進行管理や見直し、評価を行います。推進委員会では、計画推進に必要なテーマ別のネットワーク会議を置き、各テーマ別の課題を検討するとともに、取り組み方針などを検討し、推進委員会に提言します。

推進委員会を運営するため、住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置します。



区 分	役 割
①地域福祉計画推進委員会	地域関係者、福祉関係者、福祉関係事業者、学識経験者などで構成する地域福祉計画推進委員会を設置し、地域福祉計画の推進に関して進捗状況の確認、評価、見直しを行います。
②テーマ別ネットワーク会議	住民参画の一環として、今回の計画のテーマ「社会的孤立防止」「参加」「担い手育成」別にネットワーク会議を随時開催し、地域住民、福祉事業所、社会福祉協議会、行政の連携を図るとともに、重点施策などの取り組み方針などを検討します。
③合同事務局	住民福祉課と社会福祉協議会で合同事務局を設置します。



2 地域福祉計画の評価

本計画の推進にあたっては、住民参加のもと「地域福祉計画推進委員会」で施策の評価を行います。

また、地域福祉計画推進委員会が計画の進行管理を行う上で、計画期間（6年間）を、前期（3年間 平成27年度～平成29年度）、後期（3年間 平成30年度～平成32年度）に分け、平成30年度に計画の中間評価を行います。

3 社会福祉協議会の役割

これまで社会福祉協議会では、地域福祉の推進を目的とした自主事業のほか、町からの委託事業、介護保険事業などを行ってきました。職員についても社会福祉士等の専門の資格を有する職員で構成され、その知識や経験を活かした活動がより必要となります。今後、専門的な相談業務などに対応するため、地域課題を把握し地域住民とともに取り組むコミュニティソーシャルワーカーの配置や職員のスキルアップを図るなど、行政と社会福祉協議会が連携し地域福祉計画の推進を進め、その機能の充実、強化に努めます。



資料編

- 1 地域福祉計画策定までの経過
- 2 策定委員会
- 3 作業部会
- 4 住民福祉懇談会
- 5 福祉団体等のヒアリング調査
- 6 策定調整検討会議
- 7 阿久比町みんなで福祉ニュース



1 地域福祉計画策定までの経過

年	月	日	策定委員会	作業部会	住民福祉懇談会	策定調整 検討会議	パブリック コメント	内 容
平成 25 年	8	1	○					第 1 回策定委員会
	8	26		○				第 1 回作業部会全体会
	9	18				○		第 1 回策定調整検討会議
	10	16			○			第 1 回住民福祉懇談会(草木学区)
	10	17			○			第 1 回住民福祉懇談会(東部学区)
	10	21			○			第 1 回住民福祉懇談会(英比学区)
	10	23			○			第 1 回住民福祉懇談会(南部学区)
	11	13			○			第 2 回住民福祉懇談会(草木学区)
	11	14			○			第 2 回住民福祉懇談会(東部学区)
	11	18			○			第 2 回住民福祉懇談会(英比学区)
	11	20			○			第 2 回住民福祉懇談会(南部学区)
	12	10		○				第 2 回作業部会全体会
	12	11			○			第 3 回住民福祉懇談会(草木学区)
	12	12			○			第 3 回住民福祉懇談会(東部学区)
	12	16			○			第 3 回住民福祉懇談会(英比学区)
	12	18			○			第 3 回住民福祉懇談会(南部学区)
平成 26 年	1	15			○			第 4 回住民福祉懇談会(草木学区)
	1	20			○			第 4 回住民福祉懇談会(英比学区)
	1	22			○			第 4 回住民福祉懇談会(南部学区)
	1	23			○			第 4 回住民福祉懇談会(東部学区)
	1	30		○				第 3 回作業部会全体会(第 1 回テーマ別作業部会)
	2	18		○				第 2 回テーマ別作業部会(孤立・孤独部会)
	2	19	○					第 2 回策定委員会
	2	26		○				第 2 回テーマ別作業部会(担い手部会)
	2	27		○				第 2 回テーマ別作業部会(参加部会)



年	月	日	策定委員会	作業部会	住民福祉懇談会	策定調整 検討会議	パブリック コメント	内 容
平成 26 年	5	28		○				第 1 回正副作業部会長会議
	6	11		○				第 3 回テーマ別作業部会(参加部会)
	6	13		○				第 3 回テーマ別作業部会(担い手部会)
	6	17		○				第 3 回テーマ別作業部会(孤立孤独部会)
	7	14		○				第 4 回テーマ別作業部会(孤立・孤独部会)
	7	15		○				第 4 回テーマ別作業部会(参加部会)
	7	23		○				第 4 回テーマ別作業部会(孤立孤独部会)
	8	6		○				第 2 回正副作業部会長会議
	8	12				○		第 2 回策定調整検討会議
	8	18		○				第 5 回テーマ別作業部会(担い手部会)
	8	19		○				第 5 回テーマ別作業部会(参加部会)
	8	20		○				第 5 回テーマ別作業部会(孤立孤独部会)
	9	30		○				第 3 回策定委員会
	10	15		○				第 6 回テーマ別作業部会(参加部会)
	10	16		○				第 6 回テーマ別作業部会(孤立孤独部会)
	10	20		○				第 6 回テーマ別作業部会(担い手部会)
	10	28				○		第 3 回策定調整検討会議
	11	14	○					第 4 回策定委員会
12	9					○	パブリックコメント(~1月9日)	
平成 27 年	1	21	○					第 5 回策定委員会



2 策定委員会

(1) 阿久比町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした阿久比町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、阿久比町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉関係者
- (3) 福祉関係事業者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政機関の関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部住民福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。



(2) 阿久比町地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略)

選出区分	所属団体名等	氏名
学識経験者 (識見を有する者)	日本福祉大学学長補佐 社会福祉学部 教授	◎ 原田 正樹
	知多郡阿久比町医師団 渡辺クリニック 医師	渡辺 博幸
	ボランティア代表	國嶋 治
	南部小学校学校長	河合 健治
福祉関係者 (福祉団体の関係者)	いきいきクラブ連合会会長	大村 浩嗣
	手をつなぐ育成会会長	竹内 良美
福祉事業所 (福祉に関する事業に従事 する関係者)	阿久比一期一会荘施設長	政井 宏之
	パスピ・98施設長(平成25年度)	松原 加江
	パスピ・98施設長(平成26年度)	加藤 守倫
地域関係者 (住民の代表者)	行政協力員会会長(平成25年度)	新美 正治
	社会福祉協議会会長	○ 大村 泰敬
	民生委員児童委員協議会会長 (平成25年度)	新海 民正
	テーマ別作業部会長(孤立孤独部会)	竹内 弘行
	テーマ別作業部会長(参加部会)	今井 泰成
	テーマ別作業部会長(担い手部会)	安井 洋子
行政機関の関係者	半田保健所こころの健康推進 グループ課長補佐(平成25年度)	土屋 直美
	半田保健所こころの健康推進 グループ課長補佐(平成26年度)	相馬 悦代
	阿久比町副町長	間瀬 政好

◎委員長、○副委員長



(3) 阿久比町地域福祉計画策定委員会の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成25年 8月1日(木)	第1回地域福祉計画策定委員会 ・審議事項 (1) 地域福祉計画の概要について (2) 今後の日程について	中央公民館301	10人
平成26年 2月19日(水)	第2回地域福祉計画策定委員会 ・報告事項 (1) 全体スケジュールについて (2) 住民福祉懇談会、福祉団体等ヒアリング調査作業部会の経過報告について ・審議事項 (1) 計画概要(目的、計画の期間、圏域の設定)について ・協議事項 (1) 計画素案について (2) 理念について	中央公民館201	12人
9月30日(火)	第3回地域福祉計画策定委員会 ・審議事項 (1) 策定の経過報告について (2) 地域福祉計画素案にかかる意見交換について	中央公民館201	14人
11月14日(金)	第4回地域福祉計画策定委員会 ・審議事項 (1) 地域福祉計画素案にかかる意見交換について	中央公民館201	16人
平成27年 1月21日(水)	第5回地域福祉計画策定委員会 ・審議事項 (1) パブリックコメント結果報告について	中央公民館201	14人



3 作業部会

(1) 阿久比町地域福祉計画作業部会名簿

(◎部会長、○副部会長)

部会名	所属・団体名等	氏名
孤立孤独部会	民生委員・児童委員	◎ 竹内 弘行
	行政協力員（平成25年度）	竹内 寧敏
	いきいきクラブ	大村 浩嗣
	精神障害者家族会	小戎 吉幸
	南部宅老所	石垣 捷代
	阿久比一期一会荘	○ 若尾 卓司
	ひらめき2%	加藤 守倫
	障害者総合相談センター	葛間 雅由
	健康介護課 介護保険	浅田 英稔
	健康介護課 地域包括支援センター	菊地 修一
	健康介護課 保健師	鈴村 みえ子
	子育て支援課	関 真人
	学校教育課	貝沼 眞幸
	参加部会	民生委員・児童委員
行政協力員（平成25年度）		新美 明
いきいきクラブ 友愛活動		福本 悟
社会福祉協議会評議員（民生委員児童委員）		高野 隆彦
更生保護女性会		田中 千代子
日赤奉仕団		三留 千江子
宮津団地ふくしの会		◎ 今井 泰成
メディコ阿久比		佐治 浩功
竹内整形外科小規模多機能ホーム阿久比		吉村 葉子
竹内整形外科グループホーム阿久比		村山 佳子
もちの木園		○ 杉浦 陽
子育て支援センター所長		岡戸 和代
健康介護課 地域包括支援センター		宮本 淳子
防災交通課		新美 利満
担い手部会	社会福祉協議会理事（民生委員児童委員）	青木 浩
	社会福祉協議会理事（学区代表）	永井 信廣
	社会福祉協議会評議員（NPO法人もやい）	◎ 安井 洋子
	社会福祉協議会理事（メンズクラブ、Smile Band、防災ボランティアあぐい）	國嶋 治
	託児ボランティアさくら	大村 貞子
	子育て支援グループ むぎ・むぎ	植田 千代美
	ハーブ内科	○ 竹内 伸全
	障害者総合相談センター	杉山 有香
	商工会女性部	鈴村 加久代
	シルバー人材センター	長坂 雅夫
	政策協働課	大久保 英俊
社会教育課	青木 敦	

合同事務局

孤立孤独部会	（住民福祉課）相武俊行（社会福祉協議会）榊原美智代、守口晶三
参加部会	（住民福祉課）竹内康、山本紗瑛（社会福祉協議会）横江貞儀、村上博美
担い手部会	（住民福祉課）山田尚美、成田裕征（社会福祉協議会）鈴木常樹、河合真砂代



(2) 阿久比町地域福祉計画作業部会の実施状況

ア、作業部会全体会の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成25年 8月26日(月)	第1回作業部会 全体会 ・地域福祉計画の概要について ・基調説明 ・ワークショップ「まちづくりの4つの窓」	中央公民館301	35人
12月10日(火)	第2回作業部会 全体会 ・住民福祉懇談会、ヒアリング調査で集まった課題の整理について ・課題解決のために、地域福祉計画で取り組むべきテーマについて	中央公民館301	32人
平成26年 1月31日(金)	第3回作業部会全体会 ・地域福祉計画で取り組むべきテーマについて ・作業部会長の選出 ・各テーマ別部会でどのような議論をするかについて	エスペランス 丸山ホール	25人

イ、テーマ別作業部会（孤立孤独部会）の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成26年 1月31日(金)	第1回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・部会の今後の検討内容について	エスペランス 丸山ホール	10人
2月18日(火)	第2回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・これまでの経緯について ・部会の今後の検討内容について	中央公民館304	11人
6月17日(火)	第3回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・これまでの経緯について ・今後部会で取り組む重点課題について	中央公民館301	12人
7月23日(水)	第4回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（現状と課題、6年後の目標）について	中央公民館205	11人
8月20日(水)	第5回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（具体的な取組、評価の視点）について	中央公民館205	11人
10月16日(木)	第6回テーマ別作業部会「孤立孤独」部会 ・前回の作業部会、第3回策定委員会の内容について ・地域福祉計画素案について ・計画の推進について	中央公民館205	10人



ウ、テーマ別作業部会（参加部会）の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成26年 1月31日(火)	第1回テーマ別作業部会「参加」部会 ・部会の今後の検討内容について	エスペランス 丸山ホール	8人
2月27日(木)	第2回テーマ別作業部会「参加」部会 ・これまでの経緯について ・部会の今後の検討内容について	中央公民館304	10人
6月11日(水)	第3回テーマ別作業部会「参加」部会 ・これまでの経緯について ・今後部会で取り組む重点課題について	中央公民館301	13人
7月15日(火)	第4回テーマ別作業部会「参加」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（現状と課題、6年後の目標）について	中央公民館205	8人
8月19日(火)	第5回テーマ別作業部会「参加」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（具体的な取組、評価の視点）について	中央公民館205	12人
10月15日(水)	第6回テーマ別作業部会「参加」部会 ・前回の作業部会、第3回策定委員会の内容について ・地域福祉計画素案について ・計画の推進について	中央公民館205	8人

エ、テーマ別作業部会（担い手部会）の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成26年 1月31日(火)	第1回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・部会の今後の検討内容について	エスペランス 丸山ホール	7人
2月26日(水)	第2回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・これまでの経緯について ・担い手部会の今後の検討内容について	中央公民館304	10人
6月13日(金)	第3回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・これまでの経緯について ・今後部会で取り組む重点課題について	中央公民館304	9人
7月14日(月)	第4回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（現状と課題、6年後の目標）について	中央公民館205	10人
8月18日(月)	第5回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・前回の作業部会の内容について ・ワークシート（具体的な取組、評価の視点）について	中央公民館205	11人
10月20日(月)	第6回テーマ別作業部会「担い手」部会 ・前回の作業部会、第3回策定委員会の内容について ・地域福祉計画素案について ・計画の推進について	中央公民館205	10人

オ、正副作業部会長合同打合せ会の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成26年 5月28日(水)	第1回正副作業部会長合同打合せ会 ・今後の日程について ・各部会の進行状況について ・今後の計画策定の予定および各部会の内容について	中央公民館301	8人
8月6日(水)	第2回正副作業部会長合同打合せ会 ・今後の日程について ・各部会の進行状況について ・今後の計画策定の予定および各部会の内容について	中央公民館301	7人



4 住民福祉懇談会

(1) 住民福祉懇談会の実施状況

第1回	テーマ 「ワークショップ 4 つの窓（①阿久比町の自慢できるところ②身近なところで困っていること③10年後こんな町だったらいいな④今自分（自分たち）にできることについて考える）を通して阿久比町について考えよう」			
	学 区	日 時	会 場	参加人数
	東部学区	平成 25 年 10 月 17 日(木)	宮津公民館	37人
	英比学区	10 月 21 日(月)	中央公民館	20人
	草木学区	10 月 16 日(水)	草木公民館	31人
南部学区	10 月 23 日(水)	エスペランス丸山	20人	
第2回	テーマ 「身近なところで困っていることについて、さらに掘り下げて困りごと（課題）の抽出と分類整理を行い困りごと（課題）同士の関連性を考えよう」			
	学 区	日 時	会 場	参加人数
	東部学区	平成 25 年 11 月 14 日(木)	宮津公民館	28人
	英比学区	11 月 18 日(月)	中央公民館	22人
	草木学区	11 月 13 日(水)	草木公民館	17人
南部学区	11 月 20 日(水)	エスペランス丸山	26人	
第3回	テーマ 「整理した困りごと（課題）について、誰が（「行政」「社会福祉協議会・事業所」「地域住民」）どの圏域（町域、小学校域、行政区域）でいつまでに取り組みればいいのか考えよう」			
	学 区	日 時	会 場	参加人数
	東部学区	平成 25 年 12 月 12 日(木)	宮津公民館	25人
	英比学区	12 月 16 日(月)	中央公民館	16人
	草木学区	12 月 11 日(水)	草木公民館	18人
南部学区	12 月 18 日(水)	エスペランス丸山	19人	
第4回	テーマ 「地域住民が主体となってすぐに取り組んだ方がよい困りごと（課題）について、具体的な解決策を考えよう」			
	学 区	日 時	会 場	参加人数
	東部学区	平成 26 年 1 月 23 日(木)	宮津公民館	20人
	英比学区	1 月 20 日(月)	中央公民館	21人
	草木学区	1 月 15 日(水)	草木公民館	16人
南部学区	1 月 22 日(水)	エスペランス丸山	15人	

合計 のべ351人（第1回108人、第2回93人、第3回78人、第4回72人）



5 福祉団体等のヒアリング調査

(1) 福祉団体等のヒアリング調査の実施状況

	福祉団体名	実施日	人数
1	民生委員・児童委員協議会	平成25年12月20日(金)	8人
2	いきいきクラブ連合会	11月6日(水)	20人
3	子ども会連絡協議会	11月28日(木)	30人
4	身体障害者福祉会	12月9日(月)	6人
5	手をつなぐ育成会	11月13日(水)	7人
6	精神障害者家族会	11月28日(木)	10人
7	母子寡婦福祉会	11月30日(土)	7人
8	子育て支援センター利用者	11月21日(木)	14人
9	ボランティアグループ連絡会	11月30日(土)	20人
10	地域包括支援センター (居宅介護支援事業者連絡会)	11月21日(木)	10人
11	知多障害者相談支援センター (2市2町障がい者自立支援ネットワーク会議)	9月12日(木)	15人
		計	147人

6 策定調整検討会議

(1) 策定調整検討会議の実施状況

日時	内容	場所	人数
平成25年 9月18日(水)	第1回策定調整検討会議 ・地域福祉計画の概要について ・計画の策定体制と策定調整検討会議の概要 ・基調説明「阿久比町地域福祉計画の策定にむけて」 ・意見交換	中央公民館201	6人
平成26年 8月12日(水)	第2回策定調整検討会議 ・地域福祉計画の概要について ・作業部会の進捗状況について ・今後のスケジュールについて ・地域福祉計画策定に関する各課意見交換について	オアシスセンター 会議室	6人
10月28日(火)	第3回策定調整検討会議 ・地域福祉計画の素案について ・地域福祉計画素案に関する各意見交換について	オアシスセンター 集会室	6人



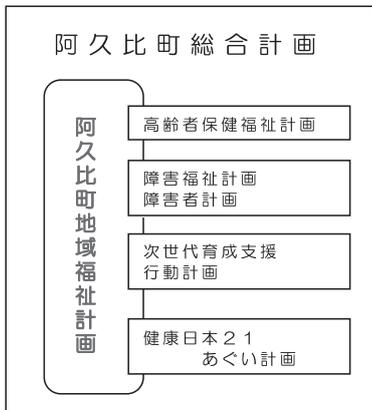
7 阿久比町みんなで福祉ニュース

阿久比町みんなで福祉ニュース

平成 25 年 10 月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 創刊号

☆第1次阿久比町地域福祉計画を策定します。

【他の計画との関係図】



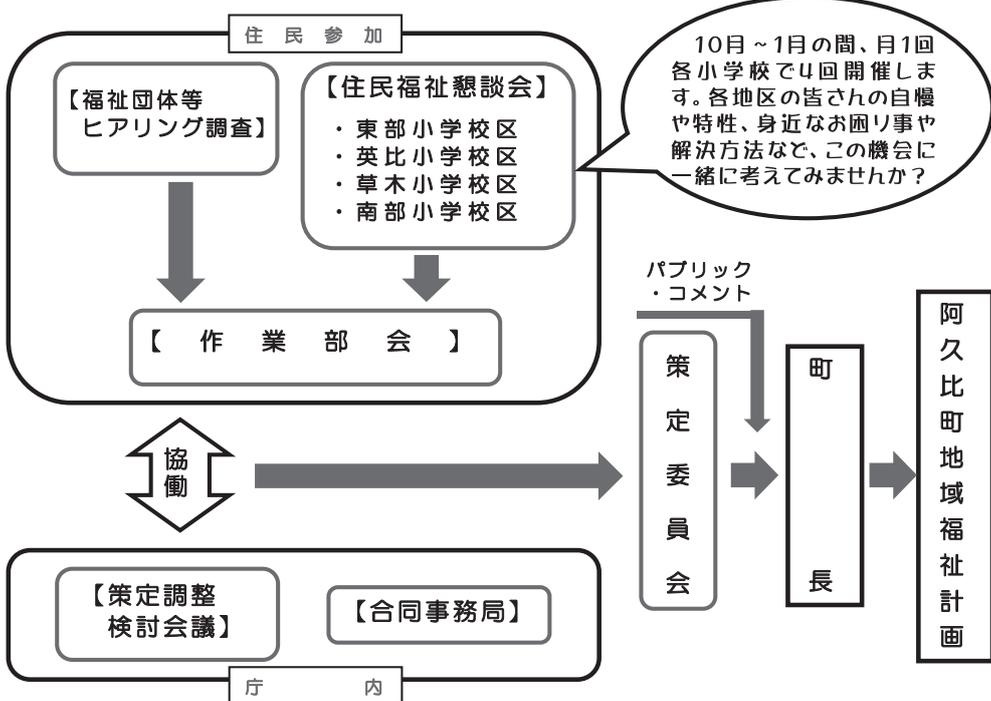
阿久比町では、平成25・26年度にかけて『地域福祉計画』を策定します。

地域福祉計画は、阿久比町の皆さんと作る、子ども、高齢者、障害者に限らず阿久比町に住む誰もが『福祉＝ふだんのくらしのしあわせ』を実現するために、地域全体で力を合わせて取り組むための理念と仕組みを定める計画です。

左の図のように、各分野別（高齢者や障害者、子ども）の計画だけでは解決できない課題や、阿久比町ぐるみ（行政・事業所・住民）での連携や支え合いの仕組みについて検討していきます。

第1次計画は、平成32年（2020年）、ちょうど東京オリンピック開催の年までの計画になります。皆さんは、自分や次の世代の皆さんにどんな地域を育て、伝えていきたいですか？

☆阿久比町地域福祉計画策定の流れ





★ 第1回策定委員会を開催しました！

8月1日（木）第1回地域福祉計画策定委員会を開催しました。委員には、医師、学校長、高齢者や障害者の福祉施設、地域住民、民生委員などの福祉関係者で構成されています。

第1回の委員会では、委員長・副委員長が選出され、委員長には日本福祉大学の原田正樹教授、副委員長には阿久比町社会福祉協議会の大村泰敬会長が選ばれました。

その後、各委員それぞれの視点から見た地域福祉に関する阿久比町の強みや課題について様々な意見が出されました。



策定委員長
日本福祉大学
原田正樹教授

今回出された意見や、今後開催される住民福祉懇談会で寄せられた意見などを元に作業部会で今後取り組むべきテーマを絞っていきます。第2回は2月に開催予定です。

★ 第1回作業部会全体会を開催しました！



8月26日（月）第1回地域福祉計画策定 第1回の作業部会全体会を開催し、地域で活動されているボランティアや民生委員、高齢者・障害者・児童それぞれの事業所職員、行政職員など総勢50名の方が集まりました。

第1回の作業部会では、基調講演として策定委員会委員長の日本福祉大学原田正樹教授から計画の概要について基調講演をいただきました。

その後、各部会員が4グループに分かれワークショップ「4つの窓」を行いました。

①阿久比町の自慢できること

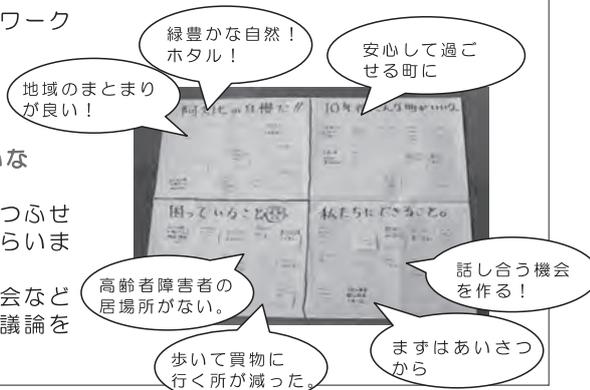
②身近で困っていること

③10年後阿久比町がこんなまち
だったらいいな

④今わたしたちにできること

のテーマについて、それぞれ1人1枚ずつふせんを書き、グループで意見を出し合ってもらいました。

今後、各地区で開催される住民福祉懇談会などの意見を元に、テーマを絞り、作業部会で議論を深めていくこととなります。



（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成 25 年 1 月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第 2 号

★各小学校区で第 1 回住民福祉懇談会を開催しました！

10月16日の草木公民館を皮切りに住民福祉懇談会が始まりました。各会場でたくさんの方が足を運んでいただき、活発に話し合いをいただきました。各会場の様子や出た意見などをご紹介します！

【各会場の参加者】

東部	37人
英比	20人
草木	31人
南部	20人
合計	108人

第 1 回目の住民福祉懇談会では、のべ 108 人の方にご参加いただきました。

各会場では『地域福祉計画』についての概要説明の後、事務局より「なぜ今地域福祉が必要なのか」についてお話し、地区の自治会や老人クラブ（阿久比は「いきいきクラブ」）子ども会など一体的に支え合い活動を行っている、安城市花の木福祉委員会の取り組みの DVD を観ました。

その後、作業部会と同じくグループに分かれてワークショップ「4つの窓」を行いました。

- ①阿久比町（地区）の自慢できること
- ②身近で困っていること
- ③10年後阿久比町が

こんなまちだったらいいな

④今わたしたちにできること
のテーマについて、それぞれ1人1枚ずつふせんに書き、グループで意見を出し合ってもらいました。



若い方が地区の活動に協力してくれたらなあ

もっと地域の人達と助け合いたい

子どもが増えてにぎやかになった！

一人暮らしのお年寄りが増えてきて心配



緑が多く自然がいっぱい

各小学校区、住んでいる地区ごとに様々な自慢や身近な困りごとに違いがあり、また子育て世代や親の介護をされている方の年代の違いによってお互い共感したり、新たな発見があったようでした。

アンケートの中でも「世代が違う方と話が出来て楽しかったです」「改めて阿久比の良さを共有できた」という感想を多くいただきました。

地域福祉計画では、阿久比町の強み（良さ）を活かすこと、また「誰かがやってくれる」のではなく、「自分や回りに何ができるか」という視点が大切だと考えています。行政、事業所、地域の皆さんの何が強みで何ができるのか、そしてどう地域の課題と一緒に取り組んでいくのか、考えていきたいと思っています。

11月には第2回の住民福祉懇談会が開催されます。「第1回に参加しなかったけど…」という方もどうぞお気軽にご参加ください！

（裏面に住民福祉懇談会のチラシがあります。日程をぜひご確認ください。）

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。

資料編



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成 25 年 1 2 月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第 3 号

2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしのしあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考えていくものです。計画策定の途中経過をお伝えします。

★各小学校区で第2回住民福祉懇談会を開催しました！

【各会場の参加者】

東部	28人
英比	22人
草木	17人
南部	26人
合計	93人

10月に続き、各小学校区で2回目の住民福祉懇談会を開催しました。今回が初参加という方も含め各会場で93名の方に参加いただきました。

第2回のテーマは、第1回の際にもお聞きした「身近で困っていること」について、さらに内容を深めるワークショップを行いました。

各グループには、「身近で困っていること」を自分や身の周りの方など様々な視点から5つカードに書いていただきました。

その5つの困り事を参加者で共有し、その後、意味や内容の似たものをグループに集め『タイトル』をつけ、改めて今地区にある課題を見て、そのつながりを矢印で示しました。最後に各グループで各課題の中で何を優先して考えていったらよいかについて、意見をまとめました。



こんな感じ
で地と域
をまとめて
みました。



「近くに買い物のできる場所がなくなった」「空き家が増えた」「隣近所につながりが薄くなった」「ネコのフンやゴミ捨てのマナーが悪い」など各学区によっても特徴があるものの、皆さんと一緒に話しをしていると「私もそう思ってた!」と同じようにお考えの方が多くいることが分かりました。

また集まったカードにタイトルをつけて改めてを見てみると「参加が悪い」こと「移動が困る」ことは普段からの「コミュニケーション」がもっととればいいのか? などそれぞれの困り事が関連していることもわかってきました。

では、この困り事を誰がどのように解決に向けて取り組んでいけばいいのか? 第3回目の住民福祉懇談会に考えていきたいと思います。

(問い合わせ先)

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111 (内線252)

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成26年1月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第4号

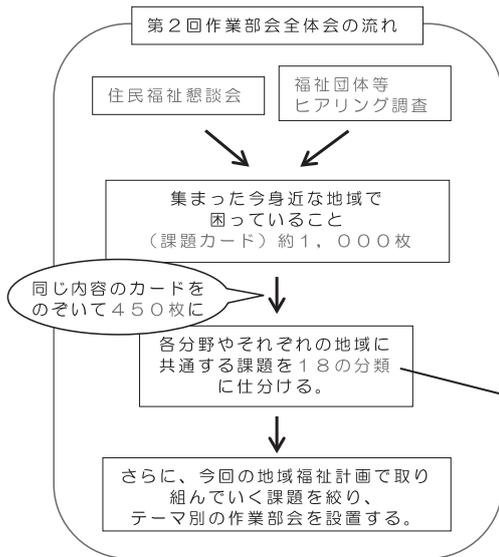
2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしの しあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考え、定めていくものです。計画策定の途中経過をお伝えします。

★ 第2回作業部会全体会を開催しました！

12月10日（火）第2回作業部会全体会を開催し、地域で活動されているボランティアや民生委員、高齢者・障害者・児童それぞれの事業所職員、行政職員など総勢50名の方が集まりました。



第2回作業部会全体会の流れ



まず、これまで実施してきた住民福祉懇談会やヒアリング調査で集まった課題カード450枚（課題カードは1,000枚ありますが、同じ内容を除いたもの）を、あらかじめ住民の皆さんからの意見を基にした18の分類に、各委員でカードを分類し、改めて各分野や地域に共通する課題を共有しました。

（課題の18分類）

移動・買物	連携	相談	制度	環境	交通
孤独や孤立	参加意識が低い	モラルマナー	居場所 働く場	病院	施設
自分や家族の健康	交流がない	災害・防犯	情報	空き家	社会情勢



その後、4つのグループに分かれ、今後地域福祉計画で取り組んでいくべき課題を各委員の視点で1つ選び、各グループで3つずつ挙げていただきました。

「高齢者、障がい者に限らず孤独や孤立している方が大変」「交流が大切なのはわかっているが、参加しない、そのための場がない」「孤独や孤立を防ぐために身近な相談場所や連携、情報発信が必要では」など様々な意見をいただきました。

次回1月の作業部会で、取り組むテーマを絞り、2020年に向けて具体的に課題が解決されるためにどのような取り組みが必要か、いよいよ議論を深めていきます。

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成26年1月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第5号

2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしの しあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考えていくものです。計画策定の途中経過をお伝えします。

★各小学校区で第3回住民福祉懇談会を開催しました！

【各会場の参加者】

東部	25人
英比	16人
草木	18人
南部	19人
合計	78人

いよいよ各小学校区での住民福祉懇談会も3回目の開催を迎えました。各会場には歳末にもかかわらず78名の方に参加いただきました。

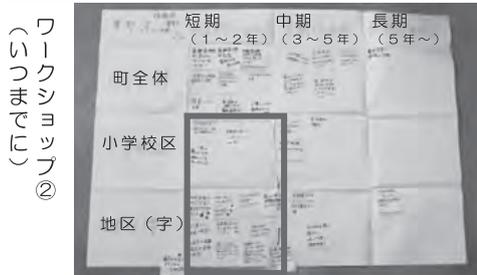
第3回のテーマは、第2回の際にお聞きした「身近で困っていること」について、『誰が』『いつまでに』行うことが効果的かについて考えるワークショップを行いました。

初めに、これまでの住民福祉懇談会で出た課題の中で改めて「自分の考える福祉の課題」に5つを挙げていただきました。

ワークショップ①では、それぞれの困りごとについて、**誰が（住民・社会福祉協議会、事業所・行政）**とこの**範囲で（町全体・小学校区・地区（字））**で解決していくか（先頭にたって進めていくか）について話し合いました。



ワークショップ①（誰が）



ワークショップ②（いつまでに）

ワークショップ②では、その困りごとについて、いつまでに（短期（1～2年）、中期（3～5年）、長期（5年～））解決しなければならないのかについて話し合いました。

ワーク①でわかったことは、「道路やバリアフリー化」、「介護が必要な方への対応や仕組みづくり」については、行政や事業所の役割を求められている一方、「独居高齢者の方への声かけ」や「地域の中の交流や参加の活発化」などについては住民の皆さんが中心になって取り組んでいく方がいいのでは、との意見が出ました。

ワーク②でいつまでに取組んだ方がいい課題を整理し、最後に「住民」の皆さんが「地区」や「小学校区」で「すぐに」取り組んだ方がいい課題（左の赤い四角で囲った部分）を1つ決めました。

次回最終回では、その課題を解決する方法について皆さんと考えていきます！

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成26年1月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第6号

2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしの しあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考えていくものです。計画策定の途中経過をお伝えします。

★各小学校区で第4回住民福祉懇談会を開催しました！

【各会場の参加者】

東部	20人
英比	21人
草木	16人
南部	15人
合計	72人

各小学校区での住民福祉懇談会も最終回第4回目の開催になりました。各会場にはのべ72名の方に参加いただきました。

第4回のテーマは、前回第3回の中で整理した「身近で困っていること」で、『住民の皆さん』が『行政区』ですぐに実施した方がいいこと」の中で一つを選んでいただき、各グループでワークショップを行いました。

各グループで選んだ課題について、まず「困っていることの原因や具体的な問題」を挙げていただき、整理をした後、「自分たちに何ができるのか、どのように解決できるのか」についてのアイデアをいただきました。

最後に、そのアイデアの中で、「①すぐに取り組みそうなこと」「②すぐには取り組みないが、これが必要だ」ということについてグループごとに挙げていただきました。各地区で9つのアイデアが出されました！



小学校区	身近な困りごと	①これからすぐ取組めること ②すぐに取組めないけれど重要なこと
東部 小学校区	ひとりぐらしの人への支援	①訪問回数を増やす ②（敷居の低い）考え対応する会を立ち上げる、民生委員・ボランティアが友達に声をかける
	地域の交流	①誰でもあいさつする ②時間内にまとまらず。
	東部学区コミュニティを作ろう！	時間内にまとまらず。
英比 小学校区	近所とのつながりが少ない （向こう三軒両隣がなくなった）	①あいさつ運動の敢行 ②行事などに参加するよう誘う
	コミュニケーション不足	①まず会ったらあいさつ ②組織を作る
草木 小学校区	地域（近所）でのふれあいの場が少ない	①組のつながりを強くする（組でごみひろいなど） ②各世代が楽しめる行事（もちつき、凧揚げなど）
	交流の場がない	①（楽しい）企画案を募集する ②公民館の一室を無料で交流できる場をつくる・空き家が交流の場になればいい
南部 小学校区	いつでも集まれる場がほしい	①（今地区で行っている行事についても）知らない人もいる。地道に声かけをすることが必要では。 ②運営してくれる方（お金）、各種研修会の開催（リーダーの養成）
	地域環境の整備	①個人個人がゴミ出しのルールの再確認をしてみる ②地域に住んでいる困っている人を知ること

これまで住民の皆さんからお預かりした身近な困りごとや課題解決のアイデアについては、今後作業部会の中で検討し、地域福祉計画の中に施策として盛り込まれることとなります。来年末の計画の策定がゴールではなく、2020年を迎えるまでに、一つでも困りごとが解決できるよう、これからも住民の皆さんのご協力をよろしくお願い致します。

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成26年5月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第7号

2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしの しあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考えていくものです。計画策定の途中経過をお伝えします。

★第2回地域福祉計画策定委員会開催しました！

【福祉圏域の設定】

【1層 町域】

【2層 小学校域】

【3層 行政区域】

【今後取り組む3つの課題】

① 孤独、孤立し困っている人の問題
⇒『**孤独、孤立部会**』
(1層～3層の連携システム)

② 希薄になった地域活動や支え合い
への参加の問題⇒『**参加部会**』
(3層の支え合いの仕組み)

③ 誰もが活躍や交流を広げる場の
問題⇒『**交流活躍できる場部会**』
(1層～3層担い手育成の仕組み)

2月19日(水)第2回地域福祉計画策定委員会を開催しました。

平成25年度中に実施してきた住民福祉懇談会やヒアリング調査、各作業部会の進行状況を報告し、各委員の皆さんより意見をいただきました。

今回の委員会で決定したのは、阿久比町の福祉圏域(1層町域、2層小学校域、3層行政区域)を設定し、その圏域に対応した施策を考えていくことになりました。

また、町民の皆さんから寄せられた意見を基にして、阿久比町の地域福祉に共通する3つの課題がハッキリしてきました。今後の作業部会で、3つの課題を解決するためにどんな施策が必要か、内容を検討していくことを確認しました。

★各テーマ別に作業部会を開催しました！

☆孤立・孤独部会

「孤立・孤独」部会は、高齢、障がい、児童などの分野にかかわらず「孤立」状態になっている方が困っている、との声を受けスタートしました。

初めに『改めてどのような方が「孤立や孤独」状態になっているか』を考えました。分野に限らず自分や家族から情報を発信できない方(拒否している方)が孤立しやすいこと、また成人のひきこもりやゴミ屋敷問題など公的な制度のスキ間で困っている方などがいることが分かりました。

これから、相談しやすい窓口や情報、孤立状態になっている方にどう声かけを行うか、また各分野別で縦割りになっている住民と専門職の情報共有の方法について検討していきます。





☆参加部会

「参加」部会は、住民福祉懇談会のご意見で3層（行政区）での「つながり」や「ささえあい」が大切だ、と多くの方が感じているにもかかわらず『地域の皆さんの参加が少ない』という声を受けてスタートしました。



初めに『地域のどんなことに「参加」してほしいのか』について考えました。大きくは4つ①自治体やいきいきクラブなど既存の団体の行事・企画②サロンなどの支え合い活動③同世代や異世代、趣味の方が集える交流活動④ご近所同志のお付き合いなどが出ました。

これから、どんな仕組みや取り組みがあれば3層（行政区）での交流や支え合いに地域の皆さんが気軽に『参加』できるのか、また障害や介護が必要になっても、地域で普通につながりがもてるのか福祉事業所も交えて検討していきます。

☆交流・活躍できる場部会

「交流・活躍できる場」部会は、年齢や性別、子どもや会社を退職された方、高齢、障害の有無にかかわらず誰もが交流・活躍できる場が少ない、との声を受けてスタートしました。

初めに『どんな「交流・活躍できる場」があるといいか』について考えました。単純に施設などの「場所」の問題ではなく、ボランティアや町民活動を始めたいと思った方が気軽に始められる情報や窓口、初めのきっかけ作り、また困っている事や人の声を拾い、担い手につなぐためのコーディネーターの必要性、活動のための資金や場所の援助などがあることで『場』になることが話し合われました。



これから、より多くの『場』が生まれるために、政策協働課や社会教育課、社会福祉協議会などですでに取り組みされている既存の組織の良さを活かしつつ、どのようにして住民・事業所・行政が役割分担し、「つながる」ことができるのかについて検討していきます。

いよいよ6月から、具体的な対応策について各作業部会で検討していきます。

作業部会の委員の一人から「『立派な絵に描いたモチ』ではなく、『どんなに不格好でも阿久比町の皆さんと食べられるモチ』にしていきたい」との言葉がありました。今後、各部会がバラバラに検討していくのではなく、最終的には各部会での話し合いが、お互いに結びついた一体的な阿久比町地域福祉計画の策定を目指していきたいと思います。

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。



阿久比町みんなで福祉ニュース

平成26年7月 阿久比町地域福祉計画策定ニュース 第8号

2020年までの地域の福祉について計画する地域福祉計画。この計画は、高齢者や障害者、子どもに限らず阿久比町に住む皆さんの「ふくし=ふだんの 暮らしの しあわせ」について、行政、事業所、そして住民の皆さんがその実現に向けて何ができるかについて一緒に考えていくものです。計画策定について、現在の作業部会の検討状況をお伝えします。

昨年、様々な町民の皆様から寄せられた声から、作業部会の中で「孤立・孤独」「参加」「担い手」の3つの課題に絞り、6月から検討を重ねています。



☆孤立・孤独部会

この部会では、高齢者や障害、また現在制度で対応できていない方も含めて『孤立』状況になっている方が困っているという課題を受けて、どのような支援や連携が必要かについて話し合っています。特に以下のポイントについて、どう解決できるのか検討しています。

- ①制度で対応できない孤立している方（引きこもりやごみ屋敷など）についてどのように支援していくか？
- ②孤立し困っている方の発見や、各分野の連携はどうするか？

☆参加部会

この部会では、住民福祉懇談会の中で、これから「支え合い」や「交流」が必要だ、という声があるものの、なかなか地域の方が『参加』できていないという課題を受けて、阿久比町の23の行政区の中で今後どのような取り組みが必要かについて話し合っています。特に以下のポイントについて、どう解決できるのか検討しています。

- ①行政区の中で、支えあいや交流を進めるために住民の皆さんへどう啓発したらいいか？
- ②行政区の中で、住民の皆さんが支えあいに参加するための仕組みをどのように作っていくか？

☆担い手部会

この部会では、交流や支え合いをするための『担い手』が不足しているという課題を受けて、どのような支援や連携が必要かについて話し合っています。特に以下のポイントについて、どう解決できるのか検討しています。

- ①担い手の育成、支援についてどのように連携していくか？
- ②「地域の役に立ちたい」と思っている方の「きっかけ作り」をどうするか？

（問い合わせ先）

阿久比町地域福祉計画策定合同事務局

阿久比町社会福祉協議会 電話 48-1111（内線252）

※阿久比町は、地域福祉計画の策定事務を、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会へ委託しています。

阿久比町地域福祉計画

(第1次計画 平成27年度～平成32年度)

平成27年3月発行

発行／阿久比町

編集／民生部住民福祉課

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50

TEL：0569-48-1111（代表）

